

第五十五回 参議院内閣委員会會議録第二十八号

昭和四十二年七月十八日(火曜日)

午前十一時三十七分開会

委員の異動

七月十八日

辞任

高橋雄之助君

中村 英男君

北條 雋八君

補欠選任

宮崎 正雄君

瀬谷 英行君

鬼木 勝利君

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅孝君

理事

石原幹市郎君

八田 一朗君

稲葉 誠一君

北村 暢君

委員

内田 芳郎君

源田 実君

柴田 栄君

玉置 和郎君

中村喜四郎君

船田 讓君

宮崎 正雄君

山本茂一郎君

伊藤 顯道君

瀬谷 英行君

前川 旦君

山崎 昇君

鬼木 勝利君

多田 省吾君

中沢伊登子君

国務大臣

大蔵 大臣

水田三喜男君

政府委員

防衛庁長官官房

増田甲子七君

防衛庁防衛局長

海原 治君

防衛庁教育局長

島田 豊君

防衛庁人事局長

中井 亮一君

防衛庁衛生局長

大戸 基男君

防衛庁経理局長

高部 益男君

防衛庁整備局長

大村 筆雄君

防衛庁参事官

國井 眞君

防衛施設庁長官

鈴木 昇君

防衛施設庁総務部長

小幡 久男君

防衛施設庁総務部會計課長

財満 功君

防衛施設庁施設部長

春日敬太郎君

防衛施設庁施設部會計課長

鐘江 士郎君

防衛施設庁施設部長

龜徳 正之君

大蔵大臣官房長

武藤謙二郎君

大蔵省主計局次長

谷川 宏君

大蔵省関税局長

松永 勇君

大蔵省国有財産局長

堀込 聰夫君

大蔵省国際金融局長事務代理

泉 美之松君

国税庁長官

伊藤 清君

常任委員会専門員

事務局側

本日、の会議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、北條雋八君、高橋雄之助君、中村英男君が委員を辞任され、その補欠として鬼木勝利君、宮崎正雄君、瀬谷英行君がそれぞれ選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

前回に引き続き、両案の質疑を続行いたします。関係当局からの御出席は、増田防衛庁長官その他の政府委員の方々であります。

この際、増田防衛庁長官から発言を求められております。これを許します。増田防衛庁長官。

○国務大臣(増田甲子七君) 昨日の稲葉委員に対する御回答中、口の足りない点がございまして、この際、釈明申し上げます。

すなわち政治運動、社会運動を起しているな、ということとはというふうに速記録が相なっておりますが、私の真意は、起こし、それが違法な、治安を乱す事態になるな、ということとは、こういうことでございまして、ここに一つしんで訂正をいたします。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、質疑のある方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 自衛隊員は政治に対してどういう態度をとることになっているわけですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 自衛隊は隊務に精励するというのが本旨でございまして、隊務に一生懸命精励されているわけでございます。

○稲葉誠一君 自衛隊法との関係で。

○政府委員(大戸基男君) 法律の関係で申し上げます。自衛隊法の第六十一条に、「政治的行為の

制限」という条項がございまして「隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない」と、これは一般職の規定と同様でございますが、そういう法律の規定に相なっております。

○稲葉誠一君 従来この選挙があるときに、自衛隊はですね、どういう態度をとっていたわけですか。もちろん自衛隊としては、特段の行為をとったことはないというふうになるかも知れませんが、けれどもね、私のお聞きしておるのは、何かこの「国と防衛」という小冊子が自衛隊にありますが、その雑誌を、まあパンフレットというか、それを選挙のときに隊員に配ったことがあるんですか。

○政府委員(大戸基男君) いまお示しのパンフレットは、私という雑誌を、パンフレットを配ったという事実は聞いておりません。

○稲葉誠一君 「国と防衛」という小冊子はあることはあるの。つくったことはあるの。

○政府委員(海原治君) 私の承知しておる限りでは、そういうものはございしません。私は官房で広報関係を任務といたしておりますので、自衛隊関係の雑誌は全部見ておりますが、そういう名前のものはございせん。

○稲葉誠一君 それでは、自衛隊では日本の外交、防衛方針なり安全のことに関連して、あれですか、そういうことを教えているんですか。自衛隊の幹部学校とか、あるいは自衛隊の隊員に対して、日本の安全の問題とか、外交の問題とか、こういうことについていろいろ教えているわけですか。どこでどういうことを教えているんですか。

○政府委員（中村亮一君） 答えいたします。

自衛隊で教育をする場合に、御承知のように、自衛隊は國を防衛する任務を主任務としておりますので、それに必要な教育をしているわけでございますが、この憲法のもとにおける民主主義を擁護するという立場で、政治的には中立で、軍事に對する政治の優位というような原則を教えるようにしておりまして、その方針に従つて國の國防の基本的方針、あるいは現在の國の内外の情勢というようなものの説明をすることをやっております。

○**稲葉誠一**君 そんな抽象的な話じゃなくて、具体的に日本のたとえば外交、防衛、安全ということに対してどういうことを教えているの。その教科書があるでしょう。その教科書を持ってきてくればませんか。出してください。

○政府委員（中村亮一君） 教科書はございませ
ん。

○權筆談一君　まあ教科書ということばが悪かったかもしれないんですが、じゃあ幹部学校なり何なりで教えているときに使う、まあ教科書とまではないかなけれども、一つの資料があるんじゃないですか。幹部訓育資料というものがあるでしょう、これ。教科書も何もなしで教えているわけないですよ。何かのよりどころがなくなっちゃ教えられないので、何かあるでしょう、それ。そういう答えをしていると、だんだんあとで違ったふうなことになるときに、あなたのほうで、もうあれだよ、責任とらざるを得ないようになつてきますよ。そのときになつても知らないですよ、ばくのほうでは。

○政府委員(中井亮一君) 各学校、たとえば幹部学校等で、その担当しております教官が教えるのに必要なものとしての教範というようなものを考へていることは考えて、そういうものを話していることは事実でございます。

○稲葉誠一君　まあそれが教科書が何かは別として、そういうものがあつたら出してくださいよ。非常に問題含んでいるものが多いですよ、それだから、あつたら出してください。

○政府委員(中井亮一君) 各教官が個人個人でつくっておりますので、お出しするわけにはまいらないと思います。

○稻葉誠一君 各教官が個人個人であれですか、みんな自分の好みに従つてつくつてゐるの。そんなばかな話ないでしょう。そんなことで教育なんかできっこないでしょう。そんなことはないですよ。基本的なものがあるでしょうが、ほんとうに。これなくちゃ教育できないでしょうが。各人ばらばらにかつてなことでやつてゐるのですか。そんなことないですよ。幹部訓育資料というのがあるじゃないですか。思想判断の基準ということで書いたものがあるでしょうが、これ。

○政府委員(中井亮一君) 仰せの点が教範に関するものでございましたら、教範というのは非常にたくさんいろいろな形で出ております。

○稲葉誠一君 いろいろな形で出ているのなら、いろいろな形のもの全部出してごらんない。いまあなたあることを認めたんだから、全部出してごらんない。それから質問するから。内容が問題なんです。

○政府委員(中井亮一君) 稲葉先生の御指摘のものが何であるか、ちよつとよくわからないのです。たくさんある、たとえば小銃の扱い方というようなものから、とにかくたくさんございますから、何百とあると思いますから、どれを言っておられるのか教えていただきたいと思ひます。

○稲葉誠一君　だれが小銃の扱い方聞いているのですか。そんなこと質問してないでしょうが。質問の趣旨は、日本の外交、防衛、安全の問題に関

を出してくれなんて、そんな非常識なことはいわね
ないですよ。

○政府委員(中井亮一君) 自衛官の心がまえとい
うのが三十六年に出来たのは、一応、精神教育
をする場合の中心として基準になるものとして各
部隊に出しております。そのことを言っておられ
るのですから、お出しをいたします。

○稲葉誠一 自衛官の心がまえというのは公式的なものでしょう、ぼくはまだ見ていないからわからぬけれども。それを出してもらうのもいいんですが、そのほかにあるでしょう。幹部訓育資料というのがあるのじゃないですか。思想判断の基準ということで自衛隊の幹部はどういう思想を持っていなければならないかということを書いたものがあるでしょう。それだけじゃなくて、いまの自衛官の心がまえ以外のものもあるでしょう。

日本の、いいですか、外交、防衛、安全の問題、それから自衛官の思想的な問題に関連してのものがあるでしょう。それをどういうものがあるか出してください。自衛官の心がまえというものは前のものです。それ以後に出たものがありますね。

○政府委員(中井亮一君)　ただいま稲葉先生言われました、あとで出したものがあるでしょうという点でございますが、自衛官の心がまえを細説をしたものの、私の手元でいま現在作成中でございますが、まだでき上がっていないのが、私自身残念なんでございますけれども、精神教育指導書という仮の名前をつけて、現在、使命教育編の部分について検討をしております。

稲葉誠一君　じゃ、もうさっき言った自衛隊の

のでしょうね。それは非常に問題点があるのがあるからばくは聞くのですよ。何か選挙のときにそういうものに近いものを配ったという説もある。これは前に横路さんが質問したことがありますよ、このことに関連して。横路さんなくなつてしまつたので連絡とれないけれども、申しわけないと思う。だから、いま言つた自衛隊の幹部に対する訓育の資料というものがありませんね、幹部訓育資料というものがあることはあるでしょう、いろんなものがあるでしょう。それはどうですか。幹部を訓育する資料があるわけでしょう、なくて訓育するわけではない、その訓育資料があることは事実でしょう。

○政府委員(中井亮一君) 訓育の参考資料というものはございます。

○福澤誠一君　だから、それを出してごらんないと言っているのです。初めのほうからだんだん聞いていくとちよびりちよびりと出てくるのですね。だから、あるのだから出してごらんないと言っているのですよ。出してもらって、これをはくは悪用するわけでもないし、変なことするつもりはありませんよ。ただその中に問題点が相当ある。ということとは、なぜかと言えば、自衛隊のいまの教育が私に言わせれば片寄った教育がその中行なわれているということですね。それが結果としてどういう問題を惹起するかということとを私どもは考えなければならぬ。そういうことからこういう質問をしているわけです。幹部教育資料があるというのだから、あなたあると言ったんだから出してくださいよ。

○政府委員(中井亮一君) 先ほどお話にありましたように、片寄らないようにいろいろな方の書かれた本を参考にして、参考書の類を編集をしているということでございます。できる限り広い範囲で集めるようにしております。

○稲葉誠一君　できる限り広い範囲で集めるようにしてどうするのですか。きょうの委員会出してくださいね。どうせ午後休になるから出してください。どうしますか、答えてください。

○政府委員(中井亮一君) たくさんごさいますので、何か特に御指定があれば、あれでございますけれども、何を言っておられるのかちよつとよくわからないものですから教えていただきたいと思ひます。

○稲葉誠一君 何を言っているかわからないので、もうさつきから質問しているのだから、言っているでしようが。あなた小銃のことだと言ふから、だれがそんなことを聞いていると言っているのか、日本の安全だとか、防衛だとか、外交の問題、それに関連をし、ことに自衛隊員の思想の問題、そういうことに関連をしておる資料があるでしようと言っているのです。あなた、そういうものは広い範囲にわたつてあると言っているのだから、それをもとく、それじゃよくのところへ全部持つていらつしやいよ。よくのところを選んであげる。そういうことをしますか、しないかと聞いている。ぐあいの悪いことあるのかな。ぐあいの悪いことないでしようが。

○政府委員(中井亮一君) もう一度お尋ねしますけれども、どの学校の本でございますか。

○稲葉誠一君 この学校でもいいよ。自衛隊の關係している学校でいいですよ。そんなのはわかるのだから、子供じゃないのだから。あなたのほうでやけに範囲を限定するような形で、それで、まあできるだけ出すのはよそう、何とか適当にごまかして出さないで済むようにしようという、あなたの苦惱の色はわかるけれども、だ、とにかく持つていらつしやい。そんな、別に悪いことしないから。(稲葉先生、教えてやってください)と呼ぶ者あり) 前から言っているでしよう。何回も同じことを言っているのですから、こつちも口がすっぱくなつちまう。幹部訓練資料というのがあるのかと言つたら、ありますと言ふから、あるのならば、それならば持つていらつしやいと言っているのだ。きわめて技術的なことじゃないですと言っているのです。

○政府委員(中井亮一君) 横路議員が御質問をされたことのある教科書といふますか、資料として

つくられたものでございますならば、当時お答えをしたこととてございますけれども、横須賀の第二術科学校である教授がつくつたそういうものはあるということとてございます。

○稲葉誠一君 いや、それだけに限定しないと言っているのじゃないですか。その種本がほかのところ、同じ種本を持つていようだけれども、そういうのじゃないですよ。だから、その教官だけじゃなくて、ほかの学校でも教官がやっているでしよう、同じようなことを。そういうものをまず一覽表をつくつて持つていらつしやいよ。問題があるのですよ、それは。だから、横須賀の何とか学校だけでなくて、ほかにもあるのだから、あるものを持つていらつしやいと言ふのですよ。(お昼の休憩に何か適当なのを持つていつてやつたらどうですか)と呼ぶ者あり)

○委員長(豊田雅孝君) 正式に発言してください。

○稲葉誠一君 不規則発言には答えられません。とにかくあなたにはつきりしないね。持つてくるのでしよう、それは。だから、そういう資料も一ぱいあるでしよう。あなた、一ぱいあると言ふのだから、一ぱいあるのならば、あるだけ持つていらつしやいと言ふのですよ、よくのところが。それから質問すると言ふのですよ。

○政府委員(中井亮一君) 幹部の教育用の資料としてあるものを調べまして御連絡したいと思ひます。

○稲葉誠一君 そこまで言うのに、こんなに時間がかかつてしやうがないでしよう。こんなのは一言で済むことです。

それはそれとして、いただいてからまたあれしますが、そこで、三次防に対するいろいろな問題がいまあるわけですね。この三次防というのは、一次防、二次防とどう違ふかという質問じゃなくて、これは兵器とか軍備の調達計画なんですよ。そこはどうですか、三次防というのは兵器とか軍備の調達計画なんですよ、違ひますか。私はだれと特定しませんから、だれでも自由に答えてください。

○政府委員(島田豊君) 三次防は防衛力整備に關する計画でございまして、ただ単に物の調達計画だけでございせん。その中には人事の諸計画も入つておりますし、訓練計画も入つておりますし、通信機能を高めるということも入つておりますし、部隊の編成事項等も入つておりますし、そういういろいろなもの的人的、物的の防衛力というものを逐次整備していくというのが防衛力整備計画の内容でございまして。

○稲葉誠一君 そうすると、何か人事計画だとか、何とか計画というのはいぱいあると言ひましたね。どの部分が人事計画でどの部分は何とか計画で、早くてわからなかつたのですけれども、ちよつと説明してくれませんか。

○政府委員(島田豊君) これは昨年の十一月の二十九日、国防會議決定並びに閣議決定になりました三次防の大綱でございまして、この中で、「内外の情勢、国力の伸長、國際的地位の向上等を勘案しつつ、陸・海・空自衛隊の内容の充實、強化を図るとともに、自衛隊員の士氣を高揚し、精強な部隊の建設に努める」、そのための留意事項として、ここにいろいろ書いてございましてけれども、その中に、「所要の隊員を確保し、士氣の高揚および練度の向上を図るため、処遇改善等の人事諸施策を推進するとともに、教育訓練体制を充實する。」あるいは、「防衛力を國民的基盤に立脚したものとすため、広報活動、民生協力施策等を強力する。」こういうものを含んでいられるわけにございまして、ただ、主要整備目標ということになりますと、これはいろいろな部隊をつくる、それに必要な裝備を整備する、あるいはそれに必要な人員を確保する、こういうものが入つてくるわけにございまして、單なる物の調達計画というふうなものではございせん。

○稲葉誠一君 ここにはもとの將軍の方がいらつしやるから、そういう方の方が詳しいかも知れませんが、旧軍隊というか、戦争前の軍隊、あれはどうだったの。どういふような計画があつたのですか。

○政府委員(島田豊君) 旧軍隊の整備計画についてはよく存じておりません。

○稲葉誠一君 あなたのほうで、なぜよくが聞かぬかと、關係なく聞いているわけではないのですけれども、どういふ点が關係をしておるかという点は、前もつて言つちやうと——言つちやうてもいいですけれどもね、明治四十二年以降、帝國國防方針というものがあつたわけですね。それに基づいてこつちの計画、こつちの計画、こつちの計画というものはあるわけですね。整備計画というものが一番最後に出てくるのですよ。そんなことはわかつておるのじゃないですか、あなたのほうで。

○政府委員(島田豊君) 旧軍隊時代のことは私承知しておりません。

○稲葉誠一君 じゃ、あなたのほうでそれを研究しておるでしよう、どこかで。防衛庁は關係ないのか。そんなことは研究してないわけじゃないでしよう。それは昔の陸軍、海軍、空軍と防衛庁とは違ふのは違ひますけれども、關係ないわけはないですよ。全然無關心なの。全然無關心なら無關心でいいですよ、また次の質問が出てくるから。どうなの、それ。

○政府委員(島田豊君) 防衛研究所に戦史室というものがございまして、そこでわが國の戦史並びに諸外國の戦史について研究してございまして、そこでは旧軍のいろいろな歴史の問題につきましては研究をいたしております。

○稲葉誠一君 國防の方針というものがあつたわけですね。これは防衛庁の場合にもあるわけですね。それに基づいて兵力計画というものがあつたわけですか。それから具体的な用兵の計画、それから年度別の作戦計画、それから年度別の裝備計画、こつちのふうなものがあつたのじゃないですか。常識的にちよつとさういふふうに考えられますね。よくは軍隊へ行つたことがないから、詳しいことはわかりませんが、さういふふうなものがあつて、最後に裝備計画というものがあつてくる

わけなんで、それから三次防というものが正式の名前は防衛力整備計画なんだから、整備というのには整備を整備するということになりすね。その前の兵力計画とか、用兵計画とか、作戦計画とか、そういうふうなものはいまの防衛庁の中にもあることではあるでしょう。それと近いものか何かしらぬけれども、名前は違ふかも知れませんが、いろいろなものがあるわけでありすね。何か統合作戦計画とかいろいろのものがあつたすね。それはどういふ計画があるのか。

○政府委員(島田豊君) 防衛力はある程度長期的な観点に立ちまして計画的に整備していく必要がある。一朝にして防衛力が整備されるものではない。いままで、そういう意味で、わが国におきまして今日こういう五十年の長期計画を作成したておるわけでございます。その大綱なり、あるいは主要項目というふうなものによりまして、防衛庁には現在、業務計画の制度がございまして、この業務計画と申しますのは、陸海空の自衛隊が、ある当該年度におきましてどういふふうな事業の目標を立て、それをどういふふうな要領で実施していくかという非常に詳細にわたつての計画でございます。この業務計画は、二次防の場合もそうでございすけれども、この五十年の長期計画をもとにいたしまして、毎年毎年の業務計画を作成する。それはもちろんそれには予算の裏づけを必要といたします。予算の裏づけの十分ついた業務計画ということでございす。これは各自衛隊がそれに基きまして整備を整備をいたす、あるいは人事計画を立てる、あるいは教育訓練計画を立てる、あるいは通信施設、そういう各種の計画を立てて、それが当該年度におきましてところの各自衛隊の目標でございす。それについてどういふふうな要領で実施していくかということをもとに業務計画でございす。そこで、先ほど先生から御質問の、毎年毎年のいわゆる防衛計画、これは防衛庁設置法にも書いてございすけれども、防衛計画というものは、これはその

時点におきましてところの自衛隊の力、これをもとにいたしまして、その力でのいろいろな当該年度におきましてところの予想し得べき状況というものを一応設定いたしまして、そうしてそれに対するいゆる用兵をどういふふうによつていくかという準備を定めたものが防衛計画、こういうことになつておるわけでございます。具体的に各自衛隊が年々業務をやつていきますその根拠になりすもののがいわゆる業務計画、その力をもとにいたしまして、もし、たとえば来年なら来年に事がありました場合に、どういふふうによつてこれを対処するかというふうなことに於いての準備を定めたものが防衛計画、こういう形になつておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、この中で、いまあなたのおっしゃつた中で、防衛庁長官のおっしゃつた中で、そうするとどうなのかな、軍事機密ということはちよつとあれですが、軍事機密に属するものはどんなのですか、属さないのはどういふ点が属さないのですか。

○國務大臣(増田甲子七君) いま防衛局長の申し上げたうちで、国防会議に於ける防衛計画は大綱でございます。その細微にわたるものは機密でございまして、もちろんかけてはおりますが、通常作戦計画と言つておりますが、これは機密でございす。

○稲葉誠一君 そうすると、業務計画というものはこれはあれですか、資料として国会へ提出しているのですか、あるいは要求があれば提出できるものなのか。

○政府委員(島田豊君) 業務計画の概要につきましてはこれは毎年度公表いたしております。ただ、非常に詳細なものにつきましてはもちろん出しておりませんが、概要については出してあります。

○稲葉誠一君 そうすると、三次防というものはいま言った防衛計画、防衛計画の中に用兵と作戦が含まれるようですね、ちよつとお話を聞いております。そういうものと関連があるわけではな

う、それはどうなんです、関連がないわけではないですね。

○政府委員(島田豊君) 先ほど申しましたように、業務計画は毎年毎年各自衛隊が自衛力を整備していくことに非常に関係がございす。そこで国防計画、いわゆる作戦計画と申しますか、用兵の準備になります計画は、これがその年度その年度におきまして現在の自衛力というもので何が出来るか、それによつていかに用兵をしていくかということと計画いたすものでございまして、もちろん現在の力というものが足りないといふことでありますれば、それは業務計画におきましてそれを逐次整備をしていく、こういう関係になるわけでございます。

○稲葉誠一君 何だか答えはわかりにくいですが、これも、こういうふうにお聞きしていいわけですか。業務計画というものがあつて、それから防衛計画というものが関連をして出てくる、これは防衛計画の中に予想し得べき用兵の計画なり、毎年度の作戦計画というものがあつて、第三のこの計画、それから防衛力整備計画、第三のこの計画というものは業務計画と結びついておるというのか、その業務計画の一部をなしているのだと、このうのですか、どうもそこら辺のところは私は業務計画と防衛計画との三次防の整備計画というものの関連が何かよくわからないのです。ちよつとわかりやすく説明してください、ばくらしうとなんだから。

○政府委員(島田豊君) 業務計画から申し上げますと、業務計画は毎年度毎年度の計画でございす。要するに、普通は前年度に計画を立てまして翌年四月から一カ年間というふうにより各自衛隊が目標を定めまして仕事をしていくかということとを定めているのが業務計画でございす。ただ、その業務計画の中には、先ほど申しましたように人事計画もございす、募集計画、教育訓練計画、いろいろなものがございす、その中に、たとえば艦艇を何隻調達をする、あるいはその年度にどれだけ取得をする、航空機をどれだけ調達を

し取得をするのだというふうな整備的な計画もございす。このもとになりますのはいわゆる三次防計画でございす。三次防に準備いたしまして、と申しますか、三次防の内容を年度の計画に盛つてくるというのが業務計画ということでございます。それから、防衛計画と申しますのは、これはいわゆる作戦の場合の準備ということでございます。これは先ほど申しましたように、整備せられました防衛力、現在の力というものを前提にいたしまして、もつていたしまして、そこで用兵をどういふふうによつていくか、現在の十三個師団体制というものはどういふ状況であるといふことで、それをもつてどういふふうによつて用兵をやつていくか、艦艇が十何万トン組んである、それをもつてどういふふうによつて用兵をしていくかといふことと、業務計画と防衛計画は直接関係ないといふ申すか、そういう関係にあるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、日本とアメリカと安保条約を結んでおるわけですね。まあ、いろいろな関係があるわけでしょう、いわゆる限定的な抑止戦争といふか、地域の。三次防をもつて一つの目的といふか、そういう場合でも安保条約の五条によつてアメリカ軍の支援を仰ぐといふことですね、お話をいたします。そうならば、当然アメリカとの間に、日米の間で作戦計画の打ち合わせといふのですか、何といふのですか、そういうふうなものが必要ならぬですね、それはそういうわけでしょう、そういう点はどういふふうになつておるのですか。

○政府委員(島田豊君) 三次防と申しますか、長期的な防衛力整備計画を立てます場合及び年度の業務計画を立てます場合、さらにまた年度の防衛計画を立てます場合、これはそれぞれその根拠にありすのは日米安保体制を前提にしておるわけでございます。わが国独自であらゆる事態に対処するといふことでなくて、非常に規模が大きくなりまして、わが国の力としてはとても対処できないという場合には両者が共同で対処する、こう

いうことでございますが、したがって、当然、平素から日米間におきまして作戦計画的なものがあるのではないかと、あるいはどういふ段階になったアメリカが援助してくれるというふうなことにいつの具体的な打ち合わせがあるのではないかと、御質問がよく出るわけでございますけれども、これはいつもお答え申し上げておきますように、日米間のそれぞれの幕僚間におきましては、それはいろいろな意見の交換をやりましますし、意思の疎通をはかっておるわけでございます。しかしながら、それだからといって、単にそれが両者の作戦計画というふうなものではないわけでございまして、ただ、まあ情報交換、したがって、お互いにはある程度の相互理解というものがあるわけでございます。しかしながら、具体的なこういう事態に対しては、こういうふうな、たとえば作戦分組をするとか、この時点から米軍に出てもらうとか、そういうふうな、要するに打ち合わせ、申し合わせ、協議というふうなものは現実にはないというのが実情でございます。

○稲葉誠一君 それは防衛庁としては、防衛庁長官、私はいろいろ言いくい点があるし、日本だけの問題ではありまけんから、外国に関する点になってくるし、いろいろ言いくい点があるし、それとも、それは私も理解しないわけじゃないのです、それが考えられて、いま言ったように年度で、日本は日本で作戦計画を立てるというので、それで、その自衛隊の主たる任務が限定的な地域的な一つの戦争というのか、何とか、侵略に対処するということなんではないか、その場合に自衛隊だけでやるというならいいけれども、そうじゃなくて、安保条約五条でアメリカ軍と協力というのか、支援を仰ぐということなんですか。そうすれば、作戦計画というものが年度具体的にものが入ってくるのだから、それが日本だけで立てられる筋合いのものではないじゃないか、そんなことはあたりまえですよ。そんなことはあたりまえで、その内容のこまかい点にまではそれを聞こうという気が

持ちはありませんよ、そんなもの出せとは言いませんよ。だけれども、あたりまえでしよう、それは。だから日本とアメリカとの間で共同した形というのか、いろいろアメリカの意向をくみ入れたというのか、そういう形で作戦計画というものは当然あり得るわけでしょう。

○國務大臣(増田甲子七君) いま防衛局長のお答えしたとおりでございます。共同して作戦計画の作成はいたさないということでございます。ただ、情報等は交換いたしておるから、その情報交換に基づきまして、こちらも相当頭ができておりますから、そういう意味合いにおきまして、こちらで独自の作戦計画をつくらう、こういうことでございます。でございまして、因果関係が全然ゼロというわけではございませんが、共同して作戦計画はつくらない、こういうことでございます。

○稲葉誠一君 大体お話をわかりました。共同ということばの内容ですが、そうすると、アメリカが考えておる日本の安全なり、極東の安全の対処のしかた、アメリカの考え方、それらが日本の作戦計画の中に参考として、何といひますか、相当入ってきざるを得ないわけですね。日米安保体制というものは、日米が一体となって日本の防衛なり極東の安全に、何といひますか、するわけですから、そういうことは言えるわけでしょう。作戦計画を練るときにアメリカのいふ言ったようなこと、頭ができておるということ、それをしんじやくというのか、参考にするというのか、そういうときにアメリカ側の日本の防衛なり極東の安全に對するものの考え方、これは相当取り入れられてくる、こういうことは、これは否定し得ないところだと、こう思います。これはもちろん日本が自主的に判断すべきでありましようけれども、こういう考え方が入ってくる、こういうことは、ある程度やむを得ないということになるわけですか。

○國務大臣(増田甲子七君) 一般的なお答えをいたしておきます。安保条約第五条に基づきまして、日本の施政権下における日米双方に對する武

力行使が行なわれた場合には、日米がそれぞれの憲法、法律の条章に従って防衛の措置をとる、これはいわゆる共同防衛でございます。そうして、共同防衛の対象は日本でございます。第六条は、極東の平和と安全を守るために日本の基地と施設とを提供するといひます。使用するといひますか、そういう規定がございまして、そこで、ある意味の協力はいたしております。極東全般に對するアメリカの一つの防衛上の計画と申しますか、そういうものを組み入れた計画ではないのでございまして、あくまでも第五条で、日本が侵略を受けた場合に日米が共同して対処するという意味における米軍が日本と事実上協力いたしますから、いわゆる共同防衛と言つては、共同防衛という字は出てきません。第五条にはそういう字はないのでありまして、いわゆる共同防衛でございます。いわゆる共同防衛の場合には米軍の考え方なり實力なりを参考にした、こういう範囲で影響がある、こう考えておる次第でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、岸・ハーター書簡というのによつて、日本とアメリカとの安保条約の実施機関として一つの協議委員会というものができておりますが、その経過はどうなんですか。そうしてその協議委員会なら協議委員会の権限はどういうふうになっておりますか。

○國務大臣(増田甲子七君) 一般的なことをお答えいたします。細目は政府委員からお答えいたしますが、また、外務省の関係でもありますので、前提として申し上げます。そこで、日本の、もちろんアメリカの基地におけるということだと思ひます。日本における重要な設備が三つございまして、その他の配置の変更等は事前の協議をするものと、事前の協議というものは、完全に両者の意思が合致しないと協議にならない、諮問をした、相談をしたから、だからいいと、こういうものではない、われわれが納得をしてイエスと言わなければ、三つございまして、その三つの設備の変更、配置の変更、もう一つ何でしたか、その変更等は、こちらがイエスと言わなければ事前

協議をしたということにはならないわけでございます。

○稲葉誠一君 それは前から言われていることであつて、別に新しいことでも何でもありません。そのこととあれですか、その機構の下にいろいろな機構があります。FTCとか、FTS、あるいはFTGですね、そういうものがあるわけですね。その機構、いま幕僚相互間の打ち合わせの話が出ましたね、それで三つの機関によつて行なわれているわけですが、そのこととどうなんですか。

○政府委員(島田豊君) これは各幕僚間、つまり統幕もございまして、陸海空もそれぞれございまして、そういうそれぞれの段階に應じまして、米軍とのいろいろな情報交換をいたしたわけでございまして、そういうグループと申しますか、それにそういう名称をつけることがございまして、これは普通の正式のものというわけではございません。

○稲葉誠一君 そういふ名称をつけることがあります。そのうちの一つは、名称をつけているので、そのうちの一つは、名称をつけているので、かえつて話がこじれてしまふのです。何でもないので、割り切つておるのですから、それに従つてその中でどういふことが論議されているかといふところまでこれは聞きません。それは何といひますか、あなたのほうの立場もあるし、これはいろいろとあれでしょうから、聞かぬけれども、そういうものがあることは事実じゃないですか。これはもう少しはつきり答えなさいよ。

○政府委員(海原治君) このことは過去におきまして、すなわち三矢事件の御審議もございましたときに、私から説明してございしたので、私から便宜お答えいたします。日米間の連絡につきましては、幕僚同士の間でたえず意思の疎通をしておることは、これは申し上げたのでありますが、その幕僚間のいろいろな打ち合わせをします場合も、便宜集まりますグループにつきましまして、プランニング・フリー・トーキング・サブコミッティ、日

本語に直しますと、企画委員会というものを当時申しましたが、そういう委員会、小委員会という名前を便宜つけておるといふことでございまして、これは当時御説明したところでございします。

○稲葉誠一君 その当時の御説明ではこれは三つあるのです。三つあるその機構はどういうものですか。一つ一つもう少し説明してください。

○政府委員(海原治吉) これは私どものほうでは統合幕僚会議事務局がございします。それに相応します。向こうの在日米軍司令部、私どもの陸海空幕僚幹部と向こうのほうの陸海軍司令部、こういうことであります。当時は略語につきましての御質問がございまして、そういう名前をつけましたのが三つしかないとは申し上げておりません。それにつきましての御質問がございしたので、そのようなのがあるといふことの御説明をした次第でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、幾つくらいあるのですか、それはいろいろなのがたくさんあるのですか。

○政府委員(海原治吉) 四つ五つのものがあつたと記憶しております。

○稲葉誠一君 それはどういう略語ですか。

○政府委員(海原治吉) たとえば作戦関係であるとか、あるいは広報関係であるとかといふことに分かれますと、同じ小委員会にも二つあるといふようなことになりまして、その程度の数字になるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、あれですか、日本の作戦計画の俗にいう根回しというんですか、根回しといふものは日米の共同委員会ですか、そこで大体ある程度されるわけなんですか。根回しといふことの解釈にもよるからあれではありますけれども、そこはこういうことになっているんですか。

○政府委員(島田豊君) これ以外もいろいろ情報交換をやっておりますけれども、こういういま三つあるは五つという、こういう一つのコミッテイナリあるいはグループというものが、まあその

中でも公式なと申しますか、先生のおっしゃるような根回しですか、そういう場でございします。

○稲葉誠一君 そうすると、その四つか五つか知りませんが、そういうほかに、日米の安保協議委員会の下部機構として軍事専門委員会というふうなものも設置は予定されているの、これは。

○政府委員(島田豊君) そういふものはまだできておりません、ございしません。

○稲葉誠一君 確かにまだできてないわけだ、まだできてないんだけれども、そういうような軍事専門委員会というものが設置される方向に向かっているのではないですか。そこはなかなか答えにくいことですね、あなたのほうは。

○政府委員(島田豊君) 現在の段階におきましては、まだそういうふうにつくるといふふうな空気はございしません。

○稲葉誠一君 だから、現在の段階につくるあれはないといふことは、結局あれなんでしょう、一たん事が起つた場合には軍事専門委員会のものができる上がつて、それが非常に大きな権限を持つてくることになるんでしょう。いま言ったように限定地域戦争の場合、自衛隊だけがやるわけじゃないです。アメリカも一緒にやるわけやるといふことになれば、当然その二つのものが合同した形での統合司令部的なものができなければならぬわけですね。その統合司令部的なものができる、その前提として軍事専門委員会的なものをつくらう、事実上できているのじゃないかと思ひます。これは、いまの場合と実際の事が起きた場合との違いといふんです。だから、何かいふゆる直接接略なら直接接略があつたときに、そういう場合には当然日米の間で統合司令部みたいなものをつくるわけでしょう、つくらないわけですか、そこはこういうことになっているんですか。あまりばくもそういう点についてはこまかい点は聞きませんけれどもね。

○国務大臣(増田甲子七君) いま安保条約に基づいて日米安全保障協議委員会というものはございします。ときどき会議をいたしております。その下

に専門委員会としての軍事委員会をつくつてもよろしいことにはなっておりますけれども、いまだつくる運びになっておりません。現在ではございせんし、まだ相当将来にわたつてつくる運びにはならないと思ひます。それから有事の際には統合司令部というか統合司令部 いまは、つまり安全保障協議委員会がございしますから会議体のものでございします、だれが上、だれが下ということはない。そこで統合司令部のごときものををつくるか、これはつくらないといふことでございしてやっております。双方が指揮官になつて、日本のほうは内閣総理大臣、向こうのほうは大統領、こういうことでやつていくわけでございます。

○稲葉誠一君 実際の問題として、自衛隊の中で一番大きな問題ですね、一番大きな問題であり、これはタブー視されておるところじゃないですか。これは自衛隊の中で、日米が共同作戦をとるときにどちらが指揮権を握るかということが自衛隊の中で一番大きな問題になつていふんじゃないですか。そのことで自衛隊が指揮権を握りたい、日本の国土の中においてはといふことの意見を強く出して、それがいれられなかったためにやめた人もいます。その点は非常に大きな問題になつていふんじゃないですか。問題になつていふから、だから、そういう点はつくらないといふから、う形でいま言つていふのであつて、日米どちらが指揮権を握るかといふことは、現実問題として陸海空、相当問題になつていふんじゃないですか。

○国務大臣(増田甲子七君) まず、やめた人のこととはよく存じませんが、存じないといふことがお答えでございます。

それからNATOのごときものは総司令官がございします。日本とアメリカとに事があつた場合には、第五条の発動をした場合には、アメリカ側は大統領、それからその下を受けて国防長官が、日

本の場合には内閣総理大臣が指揮監督者でございします。その下を受けて防衛長官がやる。そこで私がマクナマラ国防長官の部下になるわけではない、マクナマラが私の部下になるわけでもない。その下にだんだんと機構がございします。統合幕僚会議議長あるいは幕僚長、向こうのほうにも海軍作戦部長、空軍作戦部長、いろいろございします。うし、すべて並列関係で私はよろしいと思つておりますし、それについて悩んでおつたり、憤慨したりしてやめるというふうなことは、およそ共同防衛といふことばからみましても、統合防衛ではございせんから、考えられないことであるし、プライドの上から申しましても、独立国家としての安全保障といふことは、二国間あるいは数国間においてそれそれやっておりますけれども、NATOのごときものもありますけれども、日米関係はそうではございせん。それで痛痒を感じていないのでございします。

○稲葉誠一君 独立国家のプライドの問題が出てまいりましたけれども、独立国家のものとしてのプライドという立場からいへば、当然日本が、日本の国土の中の問題ですから、日本の主権の範囲内においてのことでございします。その主権の範囲内においてのことでございします。それは自衛隊の中に出てくるのじゃないですか。それは自衛隊の中の相当大きな流れじゃないですか。そうじゃないですか。並列といふことで実際問題としてやつていけるのですか。だから独立国家のプライドからいへば、日本の国家主権の範囲内で起ることなんだから、日本の自衛隊、防衛庁が全体の責任になるのが当然じゃないかと思ひますが、自衛隊の中で、こういうふうな考え方がいろいろ問題になつておりませんか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私はそういう問題があつたといふことを聞いたことがございせん。ただ、いつも申し上げておりますとおり、双方、いわゆる司令官はございせんが、打ち合わせは十分いたしておりますから、調整、打ち合わせ

せ、注文というようなことは相当あると思います。なければ、いわゆる共同防衛はできませんから。

○稲葉誠一君　そうすると、三次防の中で、これは特徴点というのがあるのじゃないか、こう思うのです。ちよつと抽象的になるかも知れぬけれども、三次防の特徴というのはどこにあるわけですか。

○国務大臣(増田甲子七君)　一次防、二次防、三次防、こういうふうになんぞ変わってきておりますが、特徴とも申すべきものは、――こまかい点は政府委員に答弁させます。防衛力を漸次整備充実してまいりたい、こういうことでございます。それから、艦、兵器、戦車等がほんこつになるものが相当ございますから、ほんこつを国産をもつてかえるというようなことが特徴ではないかと思ひます。

それから陸上部隊といたしましては三次防中に八千五百人ふやしたい、そして十八万というものは十四、五年前からの懸案でございますから、十四、五年前からの懸案をせむとも解決いたしました。

それから航空といたしましては次期戦闘機という問題がございます。次期戦闘機を要撃力のある優秀なるものを選びたい、しかしながら、これもほんこつになるものが漸次ふえてまいりますから、いまは千九百機航空自衛隊の飛行機はござい

ます。四十六年末におきましては八百七十機に減少してまいります。しかしながら、要撃力のある戦闘機を選びたいという意味におきまして数が減ったのは減つてこない、しかし、漸次、国防というものは相対関係でございますから、やはりこれほど数が減つていかどうかということをおしは素朴なるしるうとして心配して聞いたわけでございます。それで、同じく航空自衛隊といたしましてナイキハークリズというものを今度新編いたします。ナイキアジャックスのほかにナイキハークリズを新編いたします。

それから海のおきましては四万八千ト

ン、それから後方支援艦等を加えますというところ、五千ト追加するけれども、これがほんこつが非常に多うございするから、総ト数においては増減はほとんどございせん。現在のト数と昭和四十六年末におきましては増減はございせんが、しかし、これも整備されてまいります。たとえば護衛艦の数にいたしましたとしても、現在約四十隻でございするが、昭和四十六年末も約四十隻、その間ほんこつも相当出る、こういうわけでございする。潜水艦等が新しい型のものが少しでございする、こういうようなことでございする。

それから海上自衛隊におきましてホークが二大隊――現在二大隊ございするが、プラス二大隊ということを目標にいたしておるわけでございする。大体のことは、これが第三次防衛力整備計画の中の主要項目として三月十四日に閣議決定を見た内容でございする。

○稲葉誠一君　こまかい点はまたあとで内容に入つたときにもう一ぺんお聞きすることになると思うのですが、何かいま言ったこと間違ひあるの。間違ひあるなら訂正してください。だいいじうぶですか。――そうすると、あれですね、第三次防衛力整備計画をつくるについて、これはどうなんですか、安保体制のもとにあるのですから、アメリカ側との程度の協議というか、あれが進められたわけですか。

○政府委員(島田豊君)　三次防を作成するにあたりまして特に米側と打ち合わせたということとはございせん。

○稲葉誠一君　そうすると、いまお聞きしますと、これはあれですか、来年もまた防衛庁の設置法の改正と自衛隊法の改正は出すのですか、そういうふうになるのですか。毎年毎年出すのですか、五年間、どうなんですか。

○政府委員(島田豊君)　三次防におきまして陸海空を通じて毎年逐次人をふやしていききたい。といひますのは、たとえば海上自衛隊でありますと艦艇が新造してまいります。航空自衛隊の場合におきましては航空機の就役がございする。さら

にまた、いろんな今後、たとえば先ほど長官の申されましたようなナイキ部隊あるいはホーク部隊、こういうものの新編というようなことに関連いたしました毎年少しづつ防衛力というものは増加いたします。

○稲葉誠一君　そうすると、来年もいわゆる防衛二法というものは改正を出さざるを得ないわけですね、たいへん御苦労なことだと思ふのだけれども。それは来年はどの程度になるか、再来年はどの程度に――陸海空はどの程度になるか、三次防に即応してそれはどういうふうになっていきますか、何かもう少し説明してくれませんか。

○政府委員(島田豊君)　これは先ほど申しましたように、年度年度の業務計画で十分部隊の編成等について審議いたしますので、現在の時点におきまして四十三年度はどうであるか、つまり四十三年度の問題につきましては、いま業務計画を審議中でございます。したがって、四十三年度以降につきましても、来年はどのくらい増員計画になるかということはまだここで申し上げる段階ではございせん。

○稲葉誠一君　だから、全体としての増員計画はまああるという話じゃなかったですか、数字言われましたね、いま。だから全体としてはどうなんですか。

○政府委員(島田豊君)　陸上自衛隊につきましては、十八万というのは、これは昨年の三次防の大綱に際してのものでございする。したがって、これは募集状況とにらみ合わせまして、三次防期間中に十八万体制の達成をはかるべく、これから努力したいということでございます。

○稲葉誠一君　私の聞いてゐるのはそうじゃなくて、来年なら来年というか、いま何か五年間ですか、五年間の中で増員を幾らにするという話が出たでしょう、数字が。だから、その増員は陸海空、海は幾ら空は幾ら増員したいというふうに考えているのか。その年度のやつは毎年の業務計画で検討しなければならぬから、いまず出ないという

のだから、それはそれでいいですわね。三次防全体としての増員を――欠員の補充じゃないですよ、増員をどういうふうにかつてゐるのかということをお聞いているわけですか。

○政府委員(島田豊君)　陸上自衛隊につきましては、先ほど申しましたように十八万まで持つていきたいということでございます。

○稲葉誠一君　そうじゃないの。だから、十八万はわかつたのだよ。じゃ幾らふやすのかと聞いているのだよ。

○政府委員(島田豊君)　陸上自衛隊につきましては来年年度は、いまのところまだ正確なことはわかりませんが、募集状況等とのにらみ合わせもやらないければいけませんので、来年は増員はおそらく行なわれないではないかというふうにかつておられます。

○稲葉誠一君　そんなことを聞いていないよ。

○政府委員(島田豊君)　それから海空につきましては、一応の計画といたしまして四十三年度は両者合計で千七百名くらい増員をしたいというふうにかつておられます。

それではよろしくございすか。

○稲葉誠一君　ばくに聞いたってわからない。一応すわりなさい。

あなたのこと聞いてみるとよくわかりませんね。だから、毎年の業務計画で定めるのだから、その内容がきまらないからわからないというから、ああそうかと思つていたら、何か海と空は来年幾らふやすのだということをお聞きし、それから今度は陸のほうは十八万だ十八万だと言うから、じゃ十八万にするためには現在の定員から幾らふやすのかというふうにかつて、いや欠員があるから補充していくということによつて、それで幾らふやすのかはつきりしないというふうにも聞けるのだけれど、何だかよくわからないのです。が、ばくの聞いてゐるのは、とにかく三次防で幾らふやすのかということをお聞きした防衛庁長官言つたのじゃないですか。幾らか数字を言つたから、陸は幾ら、海は幾ら、空は幾ら三次防の五年間でふ

やすのかと聞いている。毎年の業務計画がきまらないからわからないという話ですね。それでは無理もないから、五年間のトータルでもいいからと言っているわけだ。そんなわからないことを言っているわけではない。

○政府委員(島田豊君) 陸上自衛隊は本年千五百人増員をお願いしているわけでありまして、十七万三千になります。したがって、残り七千というものをお願いしたい。十八万でありまして、海上自衛隊につきましては、約五千五百を三次防にお願したい、航空自衛隊については約三千四百程度を増強したい、こういうふうな計画でござい

○稲葉誠一君 そういう数字が出てくる根拠はどこにあるかということです。だんだんあなたが答えると、また次から次へと、申しわけないけれども、そういう数字はどこから、どういう根拠で出てるのですか。

○政府委員(島田豊君) これは自衛隊の定員と申しますのは、各自衛隊が任務を遂行いたしますが、陸海空それぞれ任務を遂行していきます上に必要な部隊の定数というものを積み上げたものでござい

これは個々それぞれの事情があるわけでございまして、たとえば船ができてまいりますれば、それによりまして一つの部隊をつくる、護衛艦ができて、二隻集まれば一つの護衛艦の部隊をつくることか、三隻になれば護衛艦の部隊をつくるということか、いろいろな部隊を積み上げてつくっていくわけでございまして、そういういろいろな部隊の編成の結果出てまいりました総定員がいわゆる自衛官の定員、こういう形になってあらわれてくるわけでござい

○稲葉誠一君 それは抽象論であって、私の聞いているのは、たとえば三次防の中で人員をこれだけふやしたいというのでしよう。あなたはそう言われた。陸上のほうははっきり言われた。あとのほうは約がついていて。約がどの程度の上下か、これはどうでもいいけれども、そういう根拠があるわけですよ。いまのあなたの説明は抽象論ですよ。根拠が具体的な資料なり何なりということでもう少し出てくるのじゃないですか。そうでなければ、あなた、わけがわからない。それが一つ、なぜかということ。

それと、今度のこの防衛二法の人員増とがどういう関係になっているかということが二番目の問題として出てくるわけでしょう。それが出てこなければ法案審議には入れないわけですよ。どうも話が抽象論が多いのでまずいですね。ぼくの言ったことがわかりますか、どうですか。防衛庁長官、ぼくの言っていることを聞いていて無理を言っているなと感じますか。そうは感じないでしょう。無理を言っていると思えば、おまえのこのいう点は無理だ、こういうふうにおっしゃっていただければ、私たちは考えますよ、反省しますよ。それが出てこないのですよ、話を聞いていると。だから、ぼくは聞いていますよ。

○政府委員(島田豊君) これは先ほど申しましたように非常にこまかいことになるわけでございまして、しかも、それもここで計画として十分セッ

て、また予算審議を通じまして、明らかにされてくるところでございまして、五年後までのそういう計画につきまして細部について説明を申し上げることは、どうも適当でないというふうに考えるわけであり

○稲葉誠一君 適当でないか、あるかはまあいいですよ。あなたが五年の間にこれだけの人間をふやすというのを言われたから、それがわからないというなら話は別ですけれども、五年間にこれだけの人数をふやすのだと言われるから、それではふやすについて根拠があるでしようというのです。ただ、根拠がなくパッとふやすわけではな

○委員(豊田雅孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(豊田雅孝君) 速記をつけて。
それでは午後二時に再開することとしたし、暫時休憩いたします。
午後零時五十七分休憩

午後二時三十一分開会
○委員(豊田雅孝君) 委員会を再開いたします。
大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る六月十五日、衆議院から送付され付託されました。なお、提案理由の説明はすでに聴取いたしました。

それではこれより本案の質疑に入ります。関係当局からの御出席は、水田大蔵大臣その他政府委員の方々であります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○伊藤道雄君 先般この法案について大臣から提案理由の説明を承ったわけでありますので、まず

この法案自体の問題について二、三お伺いしたいと思

この提案理由の説明によりますと、国際金融局次長の新設、こういうことを考えられておるようですが、そこで、この際にお伺いいたしますが、国際金融局に次長を置くその理由として、最近各種の国際会議の頻度が高まり、また、経済協力の進展に伴う諸外国との交渉、あるいは国内関係各省との連絡調整等の事務をその理由としてあげられておるわけですか。そこで、その実績は一体どの程度なのかということをお伺いしたい。たとえば、局長が国際会議とか、あるいはその日数のために費やされる回数とか、あるいはその日数とか、こういうことについて具体的にまず御説明

○政府委員(龜谷正之君) お答え申し上げます。国際金融局長の過去三年の海外出張の回数、日数を申し上げますと、昭和三十九年度は六回、延べ七十六日になっております。昭和四十年年度は六回、同じく七十六日でございます。四十一年度はこれがふえまして十回、八十九日となっております。ちなみに四十二年度に入りまして四、五、六、七と四カ月たっておりますが、ほぼ毎月一回というふうなかつて、四十二年度に入りまして、年をふると二十九日ということになっておりまして、年をふると二十九日という国際会議が多くなっている。また、現に国際金融局長は次官の大臣が今度お出ましになれたので、やむなく次官が参ったわけでありまして、そのお供をして国際金融局長はロンドンに行っておるような状況でございます。
○伊藤道雄君 ただいまの御答弁で、局長の海外出張等の回数、日数がいかに多いかということとはよくならずけるわけですか。こういうことではなかなか席のあたたまひまもなく、いわゆる局務に専念できない、そういうふうに見えるわけですか。そこで伺いますわけですが、この法案では局長の下に次長を置くという考えですが、むしろ局

長クラスの渉外担当専門職、こういう職を設けて、たとえば国際会議へそういう方を出席させるとか、あるいはまた諸外国との交渉はあげてこの専門職の方にやらせる、そういう考え方もあるわけですね。こういうことについて大蔵大臣としてはどのような考えをお持ちになれるのか、まずそのことを伺いたいと思います。

○政府委員(亀徳正之君) 伊藤先生の御見識ある考え方も思いますが、いまお述べのような制度を考える考え方は、あるいはあると考えます。さしあたりは次長ということで切り抜けていきたいと思います。

○伊藤道雄君 大臣の見解はどうですかと伺っているわけですね。あなたにはまたあとでゆっくり伺います。

○国務大臣(水田三喜男君) そういうほかの参事官とか何とかいうような形でやれないかというようにも考えましたが、しかし、局長が始終おられますので、この局を統率するものが局にいないということになりますので、次長を置けば、次長がいなくて局長が残る、局長が出張するときは次長が残るというように、部内の事務調整もこれははつきり次長というものを置いたほうがいい、単なる向こうへの出張だけの役ではございませんで、局長のいないあとは局務を見るという仕事も大切でございまして、やはり次長制を置くのがいいというふうに、私も考えている次第であります。

○伊藤道雄君 私のお伺いしているのは、次長を置くのは絶対に悪いというそういう意味じゃなくて、さらに大蔵省の考えに一步前進した、協力するような意味でお伺いしているわけですね。そこで局長級のいわゆる専門職を置いて、国際会議あるいは国際的な会議にそういう人を出席させるのも一つの考え方ではないか、その考え方に對して大臣はどういう考えであるかということであって、決して次長を置くことに根本的に反対とか、そういう意味じゃないわけですね。むしろ大蔵省のためにはそのほうがよろしかろうという考え

方からお伺いしているわけですね。決して、次長制は絶対相ならぬとか、そういう意味ではない。ただ大臣の考え方を伺っているわけですね。

○国務大臣(水田三喜男君) 実際はそういうことが考えられたら今後非常に便宜だというふうには考へまして、将来そういう制度も考えなければならぬかと、こう思っておりますが、今回の場合は、とりあえずということでもこの次長制の考えをしていくわけですが、そういうものを別個に置くことは、いまの事情からどうしても私は必要であるというふうに考へます。

○伊藤道雄君 さて、臨調の答申によりまして、経済協力行政に関する改善策の一つとして、いわゆる閣議の前段階で基本方針の審議をしたり、あるいは総合調整を行なう、そういう機関として経済協力関係閣僚審議会を設置すること、こういう意味の答申がなされていくわけですね。対外経済協力審議会を解組して、民間学識経験者のみからなる審議会として積極的な意見具申を行なわせることとすると、あるいはまた外務省経済協力局に、企画とか、あるいは立案、あるいは総合調整など、新たな任務を付与して経済協力行政に関する事務段階における総合調整部局とする等の勧告を行なっているわけですね。ところが大蔵省の態度を見ると、これらについてはいづれも反対の意向を示しているわけですね。反対の意向を示している以上、それにはそれ相応の理由があるかと思うのです。これらにいずれも反対しているその理由についてこの際承っておきたいと思ひます。

○政府委員(堀江勉夫君) お答えいたします。行政調査会の意見は、中におきましていろいろ検討をしたわけですが、いろいろ指摘されていくポイントがあるわけですが、まず第一に外務省に総合調整的な機能を与えようという必要、その趣旨は、やはりわが国の経済協力なり、援助政策なりが一元的に筋を通して行なわれるという必要性の意味においては十分あるわけでありまして、しかし、また逆に、現在の各省の仕事は、おのの分野を

持つておりまして、そういったもののかね合ひで、これを非常に飛び越えて、即座にいろいろな形の総合化というものを急進にやることは、かえって援助の的確なる推進という問題があるわけでありまして、そういう点で漸進的に問題をよく考へていくべきではなからうかという感じがするわけでありまして、また、大臣クラスの閣僚レベルの協議、いろいろな調整の問題は、いろいろ御承知のとおり、現在各国に対する援助等の問題は、閣議におきまして、あるいは閣議の前段階の大蔵省の方にお集まりを願ひまして、いろいろ実質的に政府の意見の統一は常々やっていると聞いていて、趣旨としてはそういう方向で進められておるといふふうに考へております。

○伊藤道雄君 なお、この提案理由の説明によりますと、「税関の業務部及び鑑査部を廃止し、輸出部及び輸入部を設ける」、こういう意味の提案理由の説明があるわけですね。そこで、このことについてお伺いいたしますが、最近、輸出入の件数、それから貿易額、これはいづれも年々増加しておるといふことですが、この実情は一体どうなのかということ。それから二つとして、密輸なども増加しておるものと考へられるわけですが、これはどの程度と推定しておられるのか。なお、その密輸の防止についてはどのような対策が講じられておられるのか。これらの点について、ひとつあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(谷川宏君) 最近の税関の事務の処理状況でございまして、年々輸出入の貿易額がふえておるわけですが、その全体の数字を昭和三十六年に對しまして四十一年度がどのくらいになっておるかということによって説明いたしますと、外国貿易船の出入港の数であります、これは、この五年間に一・四倍になっております。それから輸出の申告の件数におきましては、五年間に一・七倍、それから輸入の申告件数が一・二倍になっておるわけでありまして、それから、税関の仕事は、いまのようなことで、船の数、あるいは輸出入の件数によって仕事の量が多くなる

わけではございますが、そのように大幅にふえておるわけではございません。なお、密輸の関係でございますが、昭和四十一年度におきまして、密輸出として検挙したものが三百件、密輸入が約三千件でございまして、前年に比べますと、輸出のほうは減っておりますが、密輸入のほうは若干はふえておるわけでありまして、これに對しまして、私どもが密貿易の決定的な取り締まりを実施するために、従来、固定的、形式的な取り締まりの体制でございまして、これを機動的に、たとえば保税工場は船舶が入港した場合におきまして、陸上と海上とが別々の仕組みになっておりまして、陸上の地帯的な班別を設けて、そして機動力を備へまして、そして重点的にこれを検挙する。なおまた、こういう密輸につきましては、情報の収集ということが非常に大事でございまして、警察庁でございまして、あるいは外国と十分連絡をいたしまして、要注目人物、また船舶の場合におきましては、東南アジアからまいりますところの船舶を中心にいたしまして、要注目船というものを十分調査いたしまして、事前に情報を察知して、そして徹底的な取り締まりを実施しております。なお、こういう検挙されました者に対しては、法律の定めるところによりまして、徹底的な処分をしております。

○伊藤道雄君 この税関のいわゆる通関事務を今回改めて、輸出部と輸入部に分けておるようですが、分けて、それぞれ一貫した事務を処理させる、そういうことのようにですが、従来の方式と比較して、事務処理の迅速化にどのように役立っているのか、具体的に例をもつて示していただきたいと思います。

政府委員(谷川宏君) 結論から先に申し上げますと、輸入の通関事務につきましては、従来、平均いたしまして五日程度かかっておりました。これを新しい制度に切りかえまして、名称は、今回御審議中の法律の改正を待ちまして、名称を変えるわけではございますが、昨年の十月から申告納税制度に切りかわりますと同時に、処理体制を改善し

たしまして、その結果、平均いたしました二日、輸入の通関事務は平均二日程度になっております。私どもは輸入通関事務を二十四時間内に処理するという目標をいたしました。目下、勉強中であります。また、輸出につきましては、従来、平均いたしました一日ない二日であったのでございますが、輸出につきましては即時通関ということをもっととしまして極力勉強しておりますのでございます。こういうふうな改善されました理由は、従来は、輸入とも為替の審査事務でありました。その他のほかの法律によつて承認等を要する事務につきましては、それぞれの法律の所管官庁に對しまして手続をとつて、承認等の書類を添付して通関の際の申告をしていただくのでございますが、そういう関係の事務、あるいはまた徴収関係の事務、要するに、申告書の書類の審査事務等は業務部で行なひまして、これは輸入とも業務部で行なひしておりますが、さらに鑑査部というのがございまして、その輸出入物品の検査、分析、鑑査、また輸入の場合におきましては、その商品の所屬する関税率の番号、いわゆる税番と申しておりますが、税番の判定、これを鑑査部で行なひます。鑑査部の職員は、従来、技術系統の職員が大部分であつたわけですが、これに對しまして、輸入の事務にいたしまして、輸出の事務にいたしまして、事務系統の仕事は業務部、同じものが、書類の流れが一応事務系統の業務部に、それから鑑査部の技術系統の部に移りまして、さらに最終段階、輸入の場合におきましては業務部の徴収部門に行つておりました。そのようにいたしました。チェックという点から見ますと申し分ないわけでありまして、書類があつた行き、こつちへ行き、そのために書類の停滞する時間も相当の時間であつたわけですが、私どもはこの日本経済の発展のために、通関事務をできるだけ迅速化することが国民の期待にこたえるところであると、いろいろと研究をいたしまして、長い間の研究の結果、輸入事務につきましては、技術も事務も一つの部長のもとに責任を明らかにす

る。輸出につきましても、初めから終りまで一人の部長のもとに責任を明らかにすること。これをすることが一番合理的であるという結論に達しまして、そしていままでの二つに分かれておる事務を、輸入部門と輸出部分と二つに分けておる。そして合理的な事務処理を行なつておるわけでありました。

○伊藤道雄君 説明によりますと、この税関事務を輸出部と輸入部に分けて、相当事務の迅速化、そういうことをはかり得た、そういう意味の御説明ですが、そうだとすると、従来この輸出入の通関手続に従事しておつた職員は相当余裕が出るわけですね。その余裕の出た職員については、これを減員にしておるのか、あるいは配置転換をしておるのか、そのいずれかということをお伺ひしたいわけですが。

○政府委員(谷川宏君) 個々の事務につきましてもは余裕が出る事務もございまして、しかし、税関職員全体としては余裕が出ないわけでございます。その理由は、先ほど申しましたように、事務量が五年前に比べて四、五倍、輸出の場合には四、五割ふえております。また輸出の申告件数は七割ふえておるといふのに對しまして、定員の増加はこの五年間に一割程度しかふえておらないといふことで、従来どおりの仕事をそのまゝやつていたのでは定員がなかなかなふえませんので、合理的な事務処理ができなくなつたわけでございます。仰せのとおり、輸入、輸出部に分けまして、この事務が合理的になりましたので、その部門におきましては、この机の上の事務はそれだけ合理化されるわけでございますが、税関の仕事の重要な仕事の一つであります。税関の仕事の重要は従来人手が少なかった関係上、十分にこれはできなかつたわけでありまして、

それからまた先ほどのお尋ねの密貿易に對する取り締まりにつきましても、従来人手が必ずしも十分でございせんので、思いどおりの仕事ができなかつたような関係もございまして、税関の事務全体をながめまして、重要な仕事に對しまし

て重点的に人を配置する、またさらに地域的な関係を申しますと、輸出入関係の事務が年々ふえてまいりますところ、あるいは若干減少するところとあるわけでございます。たとえば羽田の空港の通関事務等につきましては、数年間に相當の旅客の人員の増加でございました。ひどいときにおきましては、旅客につきましては、一時間一時間半も待たせざる、それは非常に申しわけないわけでございます。これを迅速に処理するために羽田に相当増員をする、ですから、そういう仕事のふえたところに回すというふうなことをいたしまして、全体としては仕事の量はふえましたが、わづかな人員の増加で合理的に処理をしておるわけでありまして、

○伊藤道雄君 いまの点については了解しましたが、なほ臨調の答申によりまして、許可可の中で最も複雑な例として、いま問題の税関があげられておるわけですが、そこで通関連諸検査の実施を合理化して港灣利用者の便利を増進するために、動物、植物、食品、医薬品、これらの輸出入の検査とか、あるいは検査、こういう業務に關しては港灣利用者があちこち飛ぶ必要も済むように、たとえば各関係の行政機関に提出する書類を税関がかわつて受理すること、たとえばまたそのための権限などを税関に与え、と、こういう意味の勧告をしておるわけですが、ところが、これは権限の強化といふことで大蔵省もそれには賛成しておるわけですが、権限縮小とか機構の縮小、こういうことには大蔵省は各面で反對しておりますが、これは権限強化といふことなので例外なく賛成しておるわけですが、その点はいいんですが、勧告以来もうすでに三、四年経過してあるわけでありまして、大蔵省としてはその実現のためにどのように努力してこられたか。そしてもし努力したとするならば、その努力の結果がどうなつておるのか、こういう点についてあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(谷川宏君) いまお話のとおり、答申が出ましてから政府におきましては通関連行政連絡協議会といふのを中央と全国の主要港灣に置

きまして、中央におきましては昨年の四月以来、本会議、分科会を通じて二十四回近くの会議を開いたしまして、輸出検査証明書、見本採取表の様式の統一の点につきましては、すでに関係各省の了解を得まして実施中でありまして、なお輸入申告書類の様式の統合等につきましては、関連するところの法律が約三十条ございまして、なかなか各省との間でうまい様式が、まだ結論出ませんけれども、この点につきましても目下一生懸命に勉強中であるわけでありまして、なほ、港灣合同庁舎の点につきましては、大蔵省といたしまして、今後ますます港灣の官庁は一つの合同庁舎をつくつてそこに入ることによりまして、窓口の事務の合理的な処理がその中に入つておるわけでありまして、

○伊藤道雄君 なお、この問題に關連して、税関長の諮問機關として關係行政機關の職員あるいは港灣利用者の団体の代表をもつて構成するところの協議会、こういうものを税関に付置するよう臨調は勧告しておるわけですが、現在その答申に對してはどのような手が打たれておるか、この点について伺ひたい。

○政府委員(谷川宏君) 先ほどお答えいたしましたとおり、通関連行政連絡協議会といふのが中央にございまして、これは税関においてその協議会の庶務をつかさどつておりまして、二カ月に一回ずつ各所で協議会を行ないまして、そして事務の合理化を中心として進めておるわけですが、

○伊藤道雄君 そうすると、臨調の答申どおり現在実行しておると、それで成果のほどはどうなんですか、相当成果をあげておることを聞くのです。

○政府委員(谷川宏君) 先ほど申し上げましたように、様式の統一の点につきましては、ある部分におきましては結論が出ておりますけれども、その結論が出ております問題につきましては従来手続が簡素化になりまして、お客さんから非常に好評を博しておるわけでありまして、なほ、申告書の様式の統一等につきましても、数カ月後には

まとまりがつくと思ひますので、そういたしますと、通関の事務は相当便利になると思ひます。ただ、問題は、先ほど御指摘のとおり、昔と違ひまして、税関長の権限が少なくなつておられますので、動植物検査、検疫等につきましてはほかの役所でやつておられますので、そのほうに關しましても大蔵省から積極的に関きかけまして、そちらの省におきましても簡素、合理化をするように極力努力をしております。

○伊藤道雄 前おの提案理由の説明の中で、東京国税局調査第三部の新設、こういうことをあげておるわけですが、そこで、このことについてお伺ひいたしますが、この調査第三部を新設することの理由として、同局調査部の所管法人数が近年著しく増加しておる、こういう理由をあげておるわけですが、そこで、ただ「著しく増加」だけではよくわかりませんので、具体的にどのよう増加しておるか、数字をあげて説明していただければ、よく理解できると思ひますが。

○政府委員(泉美之松君) 御承知かと存じますが、現在、国税局の調査部門におきましては、資本金五千万円以上の法人の法人税を所管いたしておるわけでございます。この資本金五千万円以上にきめましたのは三十八年の七月一日でございまして、三十八年の十月一日から今日までの法人の経緯、増加ぶりを御説明いたしますと、全国におきましては、そういった調査部門所管の法人数が八千八百九十九から、昨年の十月一日現在におきまして一万一千五百六十三にふえておるわけでございます。そのうち、調査の重点を指向しなかりません資本金一億円以上の法人でございまして、それは全国では四千七十二から五千四百七十七にふえておるわけでございます。ところで、東京国税局管内におきましては、調査部所管の法人が、まず三十八年十月一日では四千二百三十一でありましたものが、昨年の十月一日では五千五百七十、全国の半分足らずのものが東京国税局に集まつておるわけでございますが、そのうちさらに調査の重点を指向しなかりません資本金一億円

以上の法人でございまして、三十八年当時は、東京国税局管内で二千九十九でありましたものが、最近では、昨年の十月一日で二千七百四十五、資本金五千万円以上の法人で申し上げますと、全国の半分以上が東京国税局管内にある、こういったことで、東京国税局の調査部門の事務量が非常にふえておりましたので、そのために、まあ国税局は本来は税務署の監督機関なんでありまして、この調査部門に限りましては、第一線税務署と同じ、いわば代税務署といった姿になつております。こうした所掌事務の増加に應じまして、部を分けようと、こういう考えでございまして。

○伊藤道雄 最近、特に悪質な、または大口な脱税が相当多いように聞いておるわけですが、そこで、まずお伺ひしたいのは、摘発件数、それから金額はどのくらいかということですね。これはもちろん摘発されたものですが、摘発されなないものでも相当に多いものと考えられておると思うんです。そこで、その脱税総額は、これは実際摘発しなればわからぬわけですが、推定で大体どのくらいの額になるものか、こういう問題ですね。それと、なお脱税防止については強力な対策が必要であるということが当然考えられるわけですが、たとえば査察部を増強するとか、そういうのも一つの方法ですが、大蔵省としては当面どのような対策を講じておられるのか、こういう問題について、あわせて御説明いただきたい。

○政府委員(泉美之松君) お話のように最近悪質な脱税、あるいは大口脱税が増加してまいつております。これに対処いたしますためには、まず第一は査察でございますが、これは東京国税局と大阪国税局は査察部でやる、その他の国税局におきましては、調査査察部の下に査察課がございまして、その査察課でやつております。で、査察の実績を申し上げますと、年によって多少違いがございまして、たとえば昭和四十一年度でございまして、査察着手件数が百六十六件となつております。で、前年から繰り越したものを合わせまして、処理済み、つまり告発するなり、あるいは税

務署に引き継ぐなり、それぞれの引き継ぎ処理の終わりましたものが、昨年は百七十一件でございました。そのうち告発いたしましたものが百六十六件、六八%と相なつております。その処理済みのものの増差額は、先般発表いたしましたように、重加算税を含めまして六十二億になつております。税額で、所得額で百二億の脱税というわけでございます。しかし、いわゆる脱税というものの中には、悪質の程度によつていろいろ違いがございまして、最も悪質と思われまうものをこの査察でやつておるわけでありまして、その次のものはそれぞれ国税局の調査部及び直税部に、そういった悪質なものではないけれども、多額の申告漏れがあると思われる個人、法人につきて、特別調査というのを設けてやつております。特別調査であります。この特別調査のほうは、局と、それから先ほど申し上げましたような局の直税部なり調査部、それから税務署、こういうふうに分けてやつておまして、局のほうでは個人、法人のうち脱税が大きいと認められるものを特に国税局でやる、それから、それほど大きくなくて、税務署でやるという見込みのものにつきては、税務署で処理するという体制をとつております。それから、こういった脱税の件数並びに金額が相当増加してまいりますので、ここ数年、査察部の職員及び調査部の職員を漸次増加してまいつておまして、本年におきましても、査察官を五十名増員していただく、こういう措置をとつていただいております。

と申すのですが、このことに対して大臣としてはどういうふうにお考えか。それと、これは政府委員でけつこうですが、これらの人数や転出先について最近の傾向の概況を御説明いただきたい。なお、その詳細については資料として提出いただきたいと思います。

○伊藤道雄 これは本年の四月に見た新聞の報道によつてお尋ねするわけですが、地方の財務局長をやつた元大蔵の官僚ですね、この財務局長が天下りの民間会社に入つて、在職時代のいわゆる顔をきかせて、国有地の払い下げにあつて、いわゆる顔代を請求したという問題があつたわけですが、そこで、大蔵官僚はですね、公団とか公庫、あるいは民間会社へも天下りの入り込む数が多いというふう聞いておるわけですが、もしそうだとすると、これはきわめて遺憾なことだ

○政府委員(泉美之松君) 先ほどのお尋ねで公社、公団、事業団、あるいは民間に入つた傾向はどうであるかということでございますが、先般の参議院の議院運営委員会の加瀬理事の要求に基づ

きました資料に従って申し上げますと、公社、公団、事業団への本年四月三十日現在における役員数は三十九名ということになっております。また四十一年度中の人事院の年次報告書によりますと、大蔵省から人事院の承認を受けて営利企業に就任した者は三十一、内部就任の件数が十九、計五十でございます。なお補足して御説明申し上げます。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは所掌事務の移管という問題について、理財局及び国有財産局でそれぞれ所掌していた金の管理事務とか、あるいは賠償等に関する事務を国際金融局へ移管することとしておられるようですが、そこでお伺いするわけですが、局と局との間で課の改廃や人員の配置転換などが行なわれるわけですか、この点をひとつお伺いしたい。なお、賠償等の事務は減少しているものと考えられるわけですが、その実情

は現在どうなっておるか、この点をあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(亀徳正之君) こまかい具体的な事務の内容についてはそれぞれ所掌の局長からお答えいたしますが、定員の関係について申し上げますと、大体、性質上ほとんどすでに消滅した事務を整理統合しようということがねらいでございます。原則として定員の増減はございません。ただ、貴金属特別会計を国際金融局に移します関係では、二名国有財産局から国際金融局に移すという関係がございますが、その余は一切定員の異動ということはありません。なお事務の内容につきましても所掌の局長より答弁いたします。

○政府委員(堀込勝夫君) 賠償に関する進捗状況を御説明いたします。賠償は御承知のとおりビルマ、フィリピン、インドネシア、ベトナムに対して協定により供与することになったわけでございますが、この総額が協定で支払うことになった三千万九百九十三億でございます。それが昨年度末現在におきますところの支払いは二千三百七十億でございます。当初の計画、おおむね計画に従って逐次支払われております。現在こういう協定に基づきまして毎年毎年何をどういうふう

に賠償として渡すかという仕事があるわけでございますが、これは外務省が中心になりまして、相手国といろいろ協議をいたしまして、それに大蔵省も協議を受けて、そういうことで賠償しようという程度でございまして、なお、ただいま申し上げましたのは賠償でございますけれども、これに準じた性格のいろいろなものがございますけれども、たとえば先般の韓国に対する無償供与、いろいろ言ひ方ございますが、無償経済協力というふうなものもあります。また、特別円といったような戦争中の残りの、これはほとんど昨年で終わりました。あとは残務だけでございまして、そういうふうな状況になっております。

○伊藤道雄 次は定員のことでお尋ねしますが、この法案のどこを見て定員のことには一向

触れてないわけですが、別途提出された外務省設置法の一部改正案の附則をみると、そこに大蔵省の定員の改正がみられるわけですが、定員の改正については各省庁とも、その設置法の改正案で改正しているのが通常であるわけですが、ところが大蔵省だけは自分の省の設置法では定員の改正をやら

ないで、他の省、いわゆる外務省の設置法の附則に便乗して定員の改正をやるわけですが、これには何か深い理由があるやと考えられるが、何も理由なくしてそういうことはするはずがないと思うんですが、これは一体どういうわけで他省の設置法の附則に便乗したのか、なお、このことについては行管とか、あるいは法制局との間でも話し合いがなされたかと思うんですが、こういう点についてあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(亀徳正之君) 大蔵省は事実上として定員のむしろ増減はないと、こう申し上げることも可能かと思いますが、実は御存じのように、いわゆる大蔵省から外務省に出向して勤務している側があるわけでございます。本年につきましましてはカナダ、それから最近OECDの会議が非常に多

うございますので、OECDの事務局に一名、外務省出向者をふやすということで、都合二名、大蔵省から外務省への出向者をふやすことにいたしました。二名減することによってまかなうということにいたしました。そういう外務省と大蔵省との振りがえの問題でございます。外務省の設置法で処理していただく、そういうことになっておるわけでございます。他意はございません。

○伊藤道雄 いま御答弁のあったように、大蔵省から外務省への出向者ですね、そのことの説明があったわけですが、これは年々ふえておるようですね。で、省庁の中で一番多いのは通産省だろうと思うんです。通産省に次いで大蔵省が出向者の数は多いと思うんですが、そこでお伺いするわけですが、大体現在のこの出向者の数と派遣先とか、あるいは派遣先地方における業務は一体何をやっておるか、派遣者の氏名、あるいは在任期間

とか、関係機関、この概要を御説明いただいて、なおその詳細については数字が入りますから、ここでは無理でしょうから、別途、資料として提出願いたいと思います。

○政府委員(亀徳正之君) ただいま大蔵省から外務省に出向いたしておりますものは三十三名でございます。それからIMFとか、あるいはアジア開銀とか、こういった国際機関に出向いたしておりますものは十五名、ただ、この国際機関の中には、実は正規の出向と申していいのですか、渡辺総裁が含まれております。それからジェトロにやはり大蔵省から八名出向いたしております。それから観光協会に、わずかでございしますが、三名、七月十五日現在で都合五十九名海外に出ております。

○伊藤道雄 なおこのことに関連して、臨調も、在外公館におけるいわゆる経済担当官の充実というところを改正意見として出しておるわけですが、したがって、この出向者は年々ふえておる、そのことに對して私どもは反対しておるわけではないわけですが、ただ実情を伺ったわけですが、そこで伺いたいのは、これに對して大蔵省の考えはどうなんですか。いま一度申し上げますと、臨調の在外公館における経済担当官の充実ということを改正意見として出しておる、これに對する大蔵省の考え方はどうですか。

○政府委員(亀徳正之君) やはり今後、何と申し

ましても、海外との経済協力とか、それから海外の経済の実情というものを的確に把握いたしませんと、国内の仕事の処理ができない。また非常に大蔵省に關しましては特殊な業務がございまして、実は私自身、一昨年の六月の末までニューヨークに三年ほど在勤いたしたものでござい

ますが、外債の発行をいたしたものでござい

ますが、外債の発行をいたしたものでござい

ますが、外債の発行をいたしたものでござい

ますが、外債の発行をいたしたものでござい

ますが、外債の発行をいたしたものでござい

いし、そういうことで内外応じて、この政策の適正化を期していく必要があるかと考えておる次第でございます。

○伊藤副道君 なお伺いたしますが、各省庁の出先機関の、職員はもちろんです、出先機関の実態を見ると、あちこち散在している場合が多いわけです。最近、合同庁舎ができて、非常に一所で、合同庁舎へ行けば、一切の出先機関との関連することが処理される、非常に便利になりつつあるわけです。この合同庁舎についても臨調は改革意見を出しておるわけです。各省庁みんな異口同音に賛成しておるわけで、大蔵省も賛成しておるのかと思うのです。そこで伺います。けれども、この合同庁舎の整備計画を大蔵省は持っておりますが、その整備計画の詳細なことは必要ありませんけれども、その大要についてこの際御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(松永勇君) これは国有財産局、それから主計局も含めて、合同庁舎の推進ということから、大蔵省、中央官庁の整備といたしましては、この國が関地区の整備計画というものを定めて、これはおおむね目的を達成しつつありますが、まだ若干のものが残っております。あと各ブロック官庁というものを、それぞれ十カ所ばかりの地区にブロック官庁というものををつくる。これも相当地な成果をあげておりますが、なおそのブロック官舎に漏れたもの、そういうものを第二次的に収容しようということがこれからの計画として若干残っております。そのほかには港灣合同の庁舎を整備しよう。これは先ほど税関のときにお話ございましたように、海を通ずるいろいろな行政官庁を一所に集約いたしまして国民の便宜に資するという観点から、各地の重要港灣等にそういう海の關係の官庁を集める港灣合同というものを進めております。現在の段階ではこの港灣合同關係がまだ全国に相当な数が残っております。これを今後進めてまいりますということでございます。なお、これを進めてまいります時点といたしましては、

予算は一般会計を通じ、それからなおこれがために、いわゆる特種計画と申しておりますが、特定庁舎の整備のために、そういう現在ある庁舎を集合して、そのあと地を一種の財源にいたしまして、そういうものの合同化を促進するという特別措置法によって現在特別会計によって進めております。以上の進め方によりまして、今後の考え方としては合同化を進めてまいり、あわせて用地の立体化、その活用ということを考えております。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記をつけて。

午後三時三十分休憩

午後四時二分開会

○委員長(豊田雅孝君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、両案に対する質疑を続行いたします。

○國務大臣(増田甲子七君) 稲葉さんが、防衛庁長官が言える節があったら言えという御質問でございます。それで休憩になりましたが、それで、私の御答弁申し上げ得る範圍を申し上げます。

いま陸上には十三個師団ございまして、一つは機械化師団でございます。あとの八つが七千人編成の師団でございます。それから残りの四つが九千人編成の師団でございます。そこで、今回の千五百人はヘリコプター団、氣象団員等でございます。それからその次に、あと八千五百名ふえるわけでございますが、千五百とりますという七千名という数字が残ります。この七千名のうち、三個師団ぐらゐは七千人を八千人編成にいたします。ホークが二個大隊ふえます。その要員でございます。それが大団の八千五百名のわれ

われのふえるという具体的のお答えでございます。

それから、その次に艦でございますが、海上の艦は四万八千トンふえまして、一方で艦艇にも相当なりまして、プラスマイナスあまり増減がないということをお願いした。それに、それにもかかわりませず人数がふえますのは、新しい護衛艦その他相当要員を増加する必要がある。新しい護衛艦の護衛艦の操作上の要員が必要でございます。防衛局長の申しましたような千数百人ですか、必要と、こういうことに相なります。

空の千人ばかり必要なのは、機数は千九百機から八百八十機になりますけれども、これまた整備要員等が相当ふえるわけでございます。それから、ナイキハークリーズというものが二個大隊ふえまして、それからいまだございますナイキアジャックスというものをハークリーズに改編したい、こういうような関係で昭和四十六年度末までに所要の人数の増加が必要だ、こういうことに相なっております。

詳細なことは、具体的に防衛局長から答弁を補充申し上げます。

○政府委員(島田豊君) この三次防の具体的な人員計画につきましては、まだ完全にセットをいたしておりません。各年度の、まあそれこそ業務計画の審議におきまして具体的にきめられますし、また大蔵省との審議の過程において大体きまるわけでございますが、一応私どもが持っております計画について御説明申し上げます。

まず、陸上自衛隊につきましては、昭和四十二年に千五百名お願いをいたしておるわけでございます。昭和四十三年度から四十六年度までの増員見込みが七千名でございます。合計八千五百名が三次防の増員見込みということに相なっております。それで、四十二年の千五百人につきましては、これはヘリコプター団、方面ヘリコプター隊等の空中機動力を増強したい、こういうことでそういう部隊の新編、改編及びそれに伴う整備員の増員、さらにまたそれに伴いま

すところの管制、氣象關係の充実というふうなために千四百五十名、それから地上機動力の増強ということに三度防で考えておりますけれども、とりあえず、四十二年度におきましては装甲輸送隊を富士学校の普通科の教導連隊に置きまして、ここで実際にいろいろな運用研究をやるということ、それに伴います人員増が五十名、合計千五百名でございます。四十三年度から四十六年度の増員につきましては、これは先ほど長官から申しましたとおり、現在の十三個師団、これの体制の充実ということで、三個の連隊戦闘団をふやしますと同時に装甲輸送隊等をふやすわけでございます。

さらにまた航空部隊、あるいは通信部隊、あるいは化学隊、こういうものの新編あるいは改編、これを含めまして七千名という計画を立てたわけでございます。そのほか自衛官以外の職員が、陸上自衛隊において千九百一応予定いたしております。

さらに、ホーク部隊につきましては、ホーク部隊の新設に伴いまして関連する部隊、これを全部くめまして二千四百十名という計画になります。これにつきましては、今日でございますところの九千九百あるいは七千五百の高射砲大隊をホーク部隊に近代化更新していく、こういう趣旨でございます。高射砲大隊を削減いたしますので、それによりましておおむねホーク部隊の新設はまかない得るというふうに考えております。

海上部隊につきましては今回の増員は千六百八十三名でございます。これは自衛官と、自衛官以外の職員五十五名を含んでおりますが、さらに引き続きまして四十三年度から四十六年度までの増員見込みにつきましては四千三百五十名、これも自衛官以外の職員を含めましてでございます。合計約六千名を増員する計画にいたしておるわけでございます。四十二年の内訳につきましては、艦艇の就役に伴いますところの海上要員といたしまして二千四百十名、それから航空機の取得に伴いますところの航空要員といたしまして四百

十五名、そのほか海上自衛隊の陸上にあります各種部隊の新編、改編、これに充てますものといたしまして四百十三名、一方、艦艇が除籍いたしましたところのそれに伴う減員が千五百五十五名というところに相なっておりますのでございます。これは四十年、四十一年度及び四十二年の艦艇、航空機の就役増に伴うもの及び後方勤務員の充実はかかるというものでございます。さらに四十三年度から四十六年度につきましては、海上員及び陸上部隊の要員を三千四百名程度、それから航空員につきまして八百八十名程度を考へておるわけでございます。これらはいずれも、先ほど申しましたような四十三年度から四十六年度にかけまして就役いたします艦艇の増及び航空部隊の充実等のために必要とするものであります。艦艇は四十一年度の末におきまして十一万六千トン就役いたしておりますが、四十六年度末において十四万二千トン、約二万六千トンの増加ということになります。これは一方において除籍いたしますけれども、艦艇が逐次近代化されてまいりますので、それに伴うトンの増加でございます。

航空機は、二次防衛、三次防衛とございまして、若干の減少を来いたしますけれども、御承知のとおり、対潜哨戒機のP2V等が入ってまいりますので、航空機が大型になるということに伴いまして、基地要員、整備要員、これらの充実はかかるということが必要になってまいりますのでございます。航空自衛隊につきましては、今回の増員は千五百五十名でございます。これはナイキ部隊、あるいは飛行部隊、あるいは警戒管制部隊、保安管制気象団、こういうものに充てます定員と、それからいろいろな部隊の整理に伴います差し引きをいたしまして千五百五十名の増員、さらに四十三年度から四十六年度までに二千二百七十名程度の自衛官の増員を考へておりますが、航空自衛隊におきましては、航空機そのものにつきましては、二次防衛と三次防衛を加えますと、約二百機程度の減になりますけれども、一面におきまして航空部隊としてのナイキ部隊を二個大隊新設をいたします。

これに伴う人員がかなりございます。さらに、それに伴います警戒管制部隊、あるいは保安管制気象団等の増加もございまして、合計いたしまして二千二百七十名程度でございます。そういうことで、航空自衛隊におきましては、合計が、先ほど申しましたように約三千四百名、こういう計画でございます。

○稲葉誠一君 昭和四十年度と四十一年度の増員計画のときには、陸上自衛隊の増員計画はなかったわけですね、これはどういうわけなんですか。○政府委員(島田豊君) 陸上自衛隊の十八万体制というものは、これは二次防衛の一つの目標でございまして、三十七年度、八年度ころにおきまして募集事情が非常に悪化いたしました、かなりの欠員、二万以上の欠員が生じておりまして関係で、募集状況によりまして、四十年度、四十一年度におきまして増員をするということは必ずしも適当でない、こういうふうな判断をいたしましたのでございます。

○稲葉誠一君 四十年度と四十一年度には募集人員を増加することが適当でないというのが、四十二年度になって突然千五百名を募集するようになってきたのは、これはどういうわけなんですか。○政府委員(島田豊君) 募集状況が三十九年度、四十年度にかけまして、さらにまた本年度四十一年度もそうでございますが、逐次好転いたしてまいりまして、最近におきましては募集の目標に達する、あるいはそれを上回るといふような応募状況でございまして、その時期に増員をするということが、これは充足率を低下することなく部隊の編成ができる、こういうふうな考へておるわけでございます。

○稲葉誠一君 日本の防衛は、米軍の駐留と自衛隊との合同という形で行なわれているわけですね。そうすると、今度のような形であるいは人数がふえていけば、自衛隊の数がふえていけば、米軍の駐留ということ、あれですか、それだけ減るといふ意味じゃないけれども、減少していくと

いうことを当然考へられるのですか、それはどういふふうなことになるのですか。○政府委員(島田豊君) 米軍は当初十六万ほど駐留しておいたわけでございますけれども、それが逐次減少いたしまして、現在は管理補給部隊一隊の者が六千名程度にすぎないわけでございます。要するに実動部隊ではございません。管理補給部隊の者が六千名程度にすぎないわけでございます。まして、わが自衛隊の人員増というものとこの米軍の人員との関係は、現在では直接に関係はないわけでございます。

○稲葉誠一君 米軍と自衛隊とのこの数ですね、大体トータルは毎年同じようになっていたのじゃないですか。そこはどうですか。ずっと御承知のようなら統計で説明してくれませんか、米軍と自衛隊との合わせたトータルは大体変化しないのじゃないですか。変化がなくて、米軍のほうは数が減ってきて、自衛隊の数がふえてきているという形になるでしょうけれども、ワケは厳格にあるというわけじゃないですか。大ワケはそう変化してないのじゃないですか。○政府委員(島田豊君) たとえば二次防衛の当初で申し上げますと、これは三十七年の二月でございますが、陸軍が六千名、海軍が一萬三千名、空軍が二万六千名、合計四万五千名の米軍の兵力でございまして、この一月におきまして、陸軍が管理部隊がちょっとふえておりますが、八千三百名、海軍が一萬三千名、空軍が一萬八千名、合計三万六千四百名、こういうふうな約八千ないし九千の全体としての減少になっております。この間におきまして、陸上自衛隊は、二次防衛期間中は増員がございまして、海空はそれぞれ逐年増強をいたしてまいりました。

○稲葉誠一君 だから全体としての総ワケはそう変化しないでしょう。これはどうですか。○政府委員(島田豊君) 二次防衛の初期から今日までの間に、総体として米軍の数が約一万近く減少いたしているわけでございますが、その間にいま陸上自衛隊の増員はございせんし、海空がその五年間に、ちょっといふ数字でございせんけれども、一万まではいつてないのではないかと思ひます。

○稲葉誠一君 そこで陸上ですね、十八万というのは、池田・ロバートソン会談から出てきたわけですね。これは宮澤さんの書いた本にそれが出ていますね。そうすると、その陸上十八万にするというの、それだけあれば日本の、何というのですか、いわゆる地域的な限定戦争かな、そういうことに、まあ、十分だといふような考え方ですね、一応ね。それはこの国というところからいっても、一応ね。それはこの国というところからいっても、どのくらいのことか来たときに、その十八万のもので十分だといふような一つの根拠が、ほか何かあると思うのですよ。ただ、ばく然とアメリカから十八万だと言われたから、はあ、そうですかと聞いて、池田・ロバートソン会談で受けたきたというのでもないでしょう。アメリカ側は何か根拠があったのかもわからないけれども、日本側としてはどういふ根拠なんですか、十八万ならだいたいふだといふ根拠は、そこら辺はどうなんですか。○政府委員(島田豊君) これは当時の十八万に決定をせられた当時のいきさつについては、私も必ずしも十分承知いたしておりませんけれども、これは一次防衛の目標でございまして、したがって、今日一次防衛、二次防衛を経てまいりました十八万十分であるかということにつきましては、これはいろいろな情勢の変化もございまして、十八万そのもので今後ともいけるかということについては、これは今後の検討課題であらうというふうに思ひます。しかしながら、まだその点についての十分の検討を行なっておりませんけれども、陸上自衛隊の兵力が十八万を大きく上回るといふふうなことは必ずしも必要でないのではないかとこの感じを持っております。ただ、その辺がどのくらいの規模が今後適正であるかということについては、これから十分検討いたしたいというふうに考へております。

○稲葉誠一君 話を聞いていますと、十八万あれ

も、一万まではいつてないのではないかと思ひます。

ばだじょうぶだという、そういう根拠がどこから出てきたのかよくわからないんです。アメリカからそう言われたから、はあそうですかと、これも一つの根拠ですけれども、どうなんですか。それはどのくらいくるのかもわからぬから、これに対しては十八万あれば何とかやっていると見通しなんですか。あるいは昔の陸軍がどれくらいであったか、それとの対比からいってどうなるんだとか、何かないと——何かあるでしょう、目標は。そんなに厳密に科学的に言ったってなかなか無理でしょう。そんな算術というか、数学みたいなことは要求しませんが、ただ何となく十八万が、アメリカから押し着せみたいにな十八万で、あそこだというのはいらないんですか、何か出てきたあれはないんですか、そこはどうか。

○政府委員(島田豊君) 当時わが国といたしましては、陸上自衛隊の整備目標というものをどの辺に置くべきかということについていろいろ研究がなされたわけでございます。当時三十万というふうな数字があったというふうに聞いておるわけでございますが、十八万におそらく決定を見ましたのは、一つは、当時まだ米軍が駐留いたしておたわけでございます。米軍の兵力との関係におきまして、米軍がその後逐次撤退をいたしましたわけでございますけれども、当時の米軍勢力との関係におきまして、当初におきましては現在の十三個師団体制ということではなくて、六管区隊四混成団、方面隊としましては五方面隊、こういう体制をとってきたわけでございます。その後十八万をベースにいたしまして、わが国の地形なり、あるいは国情というものに合致さすべく師団の再編が行なわれまして、現行の十三個師団体制というのができておるわけでございます。この中に、十三個師団のうちには北海道におります第七師団は機械化師団でございます。それ以外の十二個師団につきましては、先ほど長官からお話ございましたように、八つの師団が七千の規模の師団、四つが九千規模の師団でございます。十三個

師団体制を整えました当時におきましては、できれば全部九千師団、要するに九千師団というのは普通科連隊四つを持っておるわけでございます。それに伴い、各部隊につきましてもそれに即応できるような体制になっておるわけでございますが、いろいろなさる、おそろく定員との関係がおもひあたったと思いますが、七千師団、要するにこれは普通科連隊が三つでございます。こういう形でまいておるわけでございます。今後それをできるだけ当初の構想にまで持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。したがって、今日の段階におきましては、この十三個師団体制というものをできるだけ整備、あるいは人員等を充実いたしまして、この体制で当分の間は、これによって内容の充実、または練度の向上をはかって対処力を高揚するように持っていきたい、かように考えておるわけでございます。

〔委員長退席、理事八田一朗君着席〕

○稲葉誠一君 だから、その十八万というものができた根拠もはっきりしないけれども、それをもっとふやさないといけないというふうに考えておるのか、機械化部隊とか何とかいうものが、そんなものが進んでくれば、そんなに人数は要らなくて済むというふうに考えているのか、そこら辺がどうもはっきりしないわけですね。ぼくもそういうことははっきりわかりませんが、そこはどうかですか、それも一つの問題ですね。そこはどうかですか。

○政府委員(島田豊君) 現在、北海道にあります第七師団は、これは戦車、装甲車、その他の無反動砲等につきましても、いわゆる自走化をはかっているわけでございます。これは非常に機動性が高い、また攻撃力も強いということで非常に大きな威力を発揮するわけでございますが、さしあたり、いまのところこういう機械化師団をさらに増強するというふうな考え方はございません。で、現在の師団体制というものの装備そのものが非常に古いわけでございますので、それをさしあたりはできるだけ早く更新をして、新しい装備

のもとにおける体制を固めていきたいというふうに考えているわけでございます。人員をこれから著しく増強するというふうな必要は必ずしもない。むしろ、その内容の充実をはかるべきだ、現在の段階はそういう段階であらうというふうに考えているわけでございます。

一団というのはどんなふうな役割をするんですか。

○政府委員(島田豊君) 先ほどの十万人の問題とも関連いたしますけれども、そのヘリコプター部隊を整備したいというのは、要するに現在の十八万の体制というものをできるだけ活用いたしまして、機動性を発揮して、効率的な活動をやろう、こういうことでございます。そこで、ヘリコプターは、将来で五機以上が持った姿におきましては、大型のヘリコプター四十二機ほど持ちまして、それによりまして、普通科の一個連隊を要点から要点まで二往復ぐらいで運ぶということを考えているわけでございます。それに伴いますと、もちろん重装備を運搬するというのは別の機関に依存するわけではございませんけれども、軽装備の普通科の連隊を二回ぐらいに、二往復ぐらいに要点から要点へ運ぶ、それから方面ヘリコプター隊につきましては、これは各方面隊は三次防衛期間中において五個方面隊を整備したいという計画でございますが、これは各方面隊の普通科の一個中隊をそれぞれ中型のヘリコプター二十機程度をもちまして、これも二往復ぐらいで方面の中の戦場から戦場へ運ぶ、こういうことによりまして、現在の十八万という人員をできるだけ活用していこう、こういうことを考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 十八万の人間を活用するとすると、あれですか、あつちにもこっちにも侵略があり得るというか、限定的な外部からの侵略が起きることを考えているんですか。そうじゃなくて、国内における一つの国境接合の場合もありません。そのときに内乱が何かしらぬけれども、そういうものが起きると、そういうふうなもののときにこれを使うんですか。

○政府委員(島田豊君) これはやはり自衛隊は直接侵略対処というものが一番大きな任務でございますので、その生起すべき様相というものを一々申し上げるわけにはまいりませんが、まあいろんな様相があり得るわけでございますので、ある地点に現実に侵攻があったというふうな場合に、現

在、御承知のとおりに、十三個師団というものが内地にも各地に設置されておるわけでございます。そういう師団から師団、方面から方面というところへ増援の必要性が起ってくるということが考えられるということでございますので、まあそういう意味で、地上機動力とともに空中機動力をさらに増強するという態勢を整えたいという計画でございます。

○稲葉誠一君 この三次防の中で、この方針の中で、いままで書いていなかった——まあこれはことばのあやかもわからないんですが、一般兵器の戦闘に最も有効に対処できる装備というので、この二次防などにはこれは「最も」ということばはなかったと思うんですね。まあことばのあやといえども、重要性がないといえども、まあわからぬけれども、特にこの二次防に「最も」ということばがなく、ここにこの最も有効に対処できる装備をつくるのだということは、これは何か特別な意味があるんですか。二次防にはなかったでしょう。まあどなたでもいいんですがね。

○政府委員(島田豊君) まあこれは表現の問題でございますが、私どもの気持ちといたしましては、自衛力を整備いたします一つの目標といたしまして、そういうところを目標にいたしたい、しかし、これが直ちに三次防において実現するということは考えられないわけでございます。一応そういうことを考えながら、三次防におきましては国情に応じて漸進的に整備するという基本方針は貫いていくわけでございます。特に「最も」ということばを非常に強くとられますと、非常に大きな防衛力というのを考えておるような感じが持たれるかもしれませんけれども、まあこれはそういう意味で非常に大きな防衛力を考えておるわけではございませんで、少なくとも二次防の達成いたしました自衛力というものを、できるだけ内容を充実していきたい、こういうのがこの趣旨でございます。

○稲葉誠一君 二次防のときにはどうしてそういうことばが入ってなかったんですか。まあことばの問題だからどうでもいいようなことですがね。それが何かそのところで三次防の中へそういうことばが入ってきたので、性質というか、量との拡大が——まあ量の拡大はありますけれども、質的に変化したんじゃないかという考え方が一部にあるわけですね。意識的に書いたの、これは。

○政府委員(島田豊君) 意識しないで書いたということをお願いするところとしようになるかもしれないけれども、まあそれは強い意味でも私は書いておるわけではございませんで、三次防ではとてもそこまではいきません。要するに、そういう目標を漸進的に達成しようとするのがこの三次防であるということでございます。特に非常に大きなものを頭に描いて意識的に表現をしたものではございません。

○稲葉誠一君 これは防衛庁長官ね、五年計画です。そうすると、この現在の世界の情勢というふうなもの、いろいろの情勢がありますけれども、その中における軍備の何か情勢といたしますか、そういうふうなものも非常に変化していつていくわけですね。それなのに、この五年間というのをひとつ固定的にいうか、考えるのは、少し長過ぎるのじゃないかという考え方もあるのじゃないかと思えますがね。三カ年のほうがいろいろなことではないんじゃないかという考え方ももちろんあるでしょうし、そのところはどうか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私どもが昨年十一月二十九日にきめました基本方針並びに本年の三月十四日の時点におきまして主要項目並びに所要経費等を査定いたしました時点におきましては、五カ年計画が最もよろしい、こういう見地からきめたわけでございます。もともと、昔間には三年ごとの、何といいますが、このくるくる回る予算システム、ローリングシステムと普通言っておりますが、そういうふうなことも考えたかどうかという説も巷間にはないわけではなかったのだ

ございますが、そのことも考慮しつつ五カ年計画がよろしい、こういうことで第三次防がきまったわけでございます。

○稲葉誠一君 まあこの五カ年計画がよろしいというのは、ただ普通五カ年計画、五カ年計画とよく言いますからね。区切りがいいからという程度のことなんですか。これはやっぱり場合によっては改変というか、それを短縮して進めるというふうなことも考えられるのですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私が知る限りにおきましては、第一次防は三カ年計画でございました。それから、昭和三十六年一カ年は単年度計画でございました。それから、三十七年から、四十一年までは五カ年計画でございました。四十二年から四十六年までは、第三次防衛、三年でなくて五カ年計画でございます。そこで、あまり長期にわたっても、稲葉さんの御指摘のとおり、非常な事情の変更というふうなこともあるかもしれませんし、それから三年でもやっぱり長期的のある程度の見通しのもとに整備計画というものは、自衛力につきましてはつらなくてはいいけれども、そこで、長きに失せず、短きに失せずということで、五カ年計画がちょうどいいのではないかと、私は常識的に考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 その有効に対処できる装備というふうなことで、いろいろまあ考えられていますか。一つは周辺海域のこととか、各種装備の機動化とか、陸海空防衛の一体とか、いろいろありますね。その中で、たとえば「有事の際、すみやかに事態に対処し」とか、それから「防衛力を国民の基盤に立脚したものとす」とか、こういうふうなことはいままでの二次防にはなかったのですか。あとの二つ、「有事の際すみやかに事態に対処」ということ、「防衛力を国民の基盤に立脚したものとす」というような目標というものは、二次防なんかにはなかったのですか。

○政府委員(島田豊君) 二次防計画の表現そのものについて、私ちょっと手元でございせんけれども、趣旨といたしましては、有事即応とか、あ

るいはその基盤についても十分育成をはかるかというふうなことにしているの思想はあったわけでございます。その点は特に三次防として大きく変わったという点はございません。

○稲葉誠一君 いや、その二次防とどういうふうに違うか。

○政府委員(島田豊君) 表現といたしましては、有事即応という表現は二次防には使っておりません。あとの問題につきましては、「国土、国民に密着した防衛力とするため、災害救援、公共事業への協力等、民生協力面の施策及び騒音防止対策を重視するものとする」という表現を使っております。いずれにいたしましても、最初の表現につきましてはございせんけれども、まあ自衛隊といたしましては、基本的にはそういう考え方で今日までまいっているわけでございます。

○稲葉誠一君 「防衛力を国民的基盤に立脚したものとす」というため、広報活動、民生協力施策等を強化する」と、こういうふうな五番目にありますね。そうすると、あれですか、大臣、いまの日本の防衛力というのは国民的基盤に立脚してないわけですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 三次防におきましては、二次防あるいは国防の基本方針等に比べましてやや文章が加わった点もございします。これは当時といたしましては、事情をお話し申し上げますれば、三次防の予算獲得というのが国会の関係等で延びまして、でございしますから、ひとつ文章等において整備いたしましたという当時の行政機関の考え方もあったのではないかと私は推測いたしております。内容において従来と本質的に違ったものはない、「最も」という字がございしても、内容に本質的に違ったものはないと私は思っております。そこで国民的基盤のもとに云々ということは、これは文章に由来もございせんけれども、国民の御理解と御協力のもとに初めてできることである、でございしますから、自

○稲葉誠一君 その人に払う一年間の俸給とか旅費とかというのは大体どのくらい、大ざっぱでいいですよ。

○政府委員（穴戸基男君） 地連関係の経費を全部合計いたしますと、一年間に約二十億でございます。

す。

○稲葉誠一君 それらを入れると、まあ陸だけの募集じゃないでしょうか、いろいろあると思いますが、一人当たりの募集経費が二万円をこえるんじゃないか、大ざっぱに言つて。大ざっぱでいいですよ。

○政府委員(大村筆雄君) ただいま人事局長から約二十億と申し上げましたが、採用実績が二万九千ちよつとでございますから、大ざっぱに三万と見まして二十億を割りますと七万四千弱になるわけでございます。ですから、先ほど一万二千万と申し上げましたから、合計いたしますと、大ざっぱに言つて約八万円ということでございます。一人当たり約八万円ということですから、二十億と申し上げましたが、二十億を、採用実績人員約三万人でございまして、それで割りますと、「地連の任務は募集だけじゃないぞ、何言つてるんだ」と呼ぶ者あり。

○稲葉誠一君 権威ある委員会、権威ある政府委員がちゃんと答弁するんだから、それを信用する以外ないでしょう。それを聞くと、ずいぶんかかるんですね、八万円から一人募集するのにかかるんですね。それはまだそれが言われたように、地連のほうもどの程度のもを募集するかによつて違いますから一がいに言えないが、ちよつといまのは大ざっぱだと思うのですが、ばくが大ざっぱに言えと言つたから大ざっぱに言つたんでしようが、それはいいと思いますが、これは大臣、ずいぶんかかりますね。大臣どういう御感想をお持ちですか。ほんの一人募集するのにそんなに高かつちやつたらしょうがないじゃないですか。

○政府委員(大村筆雄君) 地方連絡部の費用を申し上げますが、それを募集人員だけで割りますと、先ほど経理局長が申したような単価になりますけれども、実は地方連絡部は全国各県に一方所ないし北海道にはもう少しございますけれども、五十万所ばかりでございます。これは募集関係を中心としてやつておりますけれども、それ以外にも一般の広報関係、あるいは退職者の就職援護の問

題、あるいは災害関係のいろいろな連絡、受託工事等の連絡、そういった職務も連絡部であわせてやつておりますので、その費用全部合せて二十億ということでございますので、先ほどの単価は正確なということになるかと思ひます。

○稲葉誠一君 それはよく言うのも正確なんだけれども、それはいいですが、いづれにしても、いまの地連の広報費というのは、ほとんど事実問題として募集に直接間接関係することですからね、災害のあれもあるが。だから七割から八割、地連のものは募集関係に直接間接関係することと見ていいわけでしょうね。ですから一人募集するのに八万円かかるのか、七万円かかるのか知らないけれども、とにかくかかり過ぎますね。ちよつと常識はずれにかかるんじゃないですか。それに対して防衛庁長官としては、どこに原因があるというふうにお考えなんですかね。そこら辺からだんだん入つていきなさいと思ひますがね。どうしてそんなにかるんだいでしょうか。それは、いやたいしてかかつてないんだ、それは少ないんだ、人一人雇うのはいへんならざるから、もつとかかつてないんだという説もあるかもしれないが、そこら辺はどうなんですかね。

○国務大臣(増田甲子七君) 地連というのは四十九万所でございます。そうして人員は平均六十人でございまして三千人ぐらひです。それから庁費とか、筆墨費その他一切を入れて七十七万円というのが一人当たりでございます。そこで二十億という数字が出てきます。そこで、いま局長と局長との話も、ちよつと違つた点はございますが、全部を募集と見て加えるという八万円ばかりになりますというのを申し上げましたが、地連の仕事というのはほかにもたくさんございまして、私はその六十人の者が、一方には一万二千万のほうに、市町村に対する募集の委託費等も入つておるそうでございますから、そこで五分の三くらいにのらんなつたらいかでしようか、腰だめでございましょう。そうしますと、まず五、六万円は、そう高いほうではないと、適当と考えて

おります。

○稲葉誠一君 いや、自衛隊員一人を募集して入隊させるのにそんなに――五、六万円もかかるというところは、防衛庁官としてはそんなことはあたりまえだといふふうにお考えなんですか。決してたくさんかかつてるんじゃないかといふふうにお考えなんですか。また、なぜそんなにかけなければ集まらないのですかね。そこですよね、問題は、なぜそんなにかけなければ集まらないのかと云ふことですね。そこがぼくは問題だと思ひます。いろいろな理由はありますよ。これはやつぱりさつぱらに言つていただいて、お互ひに研究したほうがいいんじゃないかとぼくは思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 私が経理局長と人事局長との話の食い違いを腹だめで言つたのですが、これはお互ひ政治家という立場の腹だめで、五万円くらいなところは、とにかくお互ひが単位がいろいろ違いますから、昔の単位がお互ひの頭にありますし、いまテレビ等でこれは幾らというふうなことをよくテレビでやつておりますが、さつぱり見当がつきませんが、五万円というのはそんなに高い額ではないのか、昔でいつたら五百円あるいは二百五十円かもしれないが、現状においては適当であると私は考えております。

○稲葉誠一君 どうも数字のことはいいですがね、こまかいことだから。そんな意味じゃなくて、そんなに金をかけなければ集まらないのはどういふわけなんですか、どこに原因があるのか、常識的な質問ですよ。

○政府委員(大村筆雄君) 募集がどうして困難かというお尋ね、その原因のお尋ねかと思ひます。先ほどからお話が出ていますように、最近では九〇以上の充足率で、必ずしも近年に比較しては悪いわけじゃないけれども、率直に申し上げて、この四、五年前は八十数%の充足率で悪

かつたわけでございます。その原因を考えてみますと、一つは防衛に関する国民の認識といひますか、そういうことが必ずしも十分でなかつた点があるかと思ひます。自衛隊の任務なり、職務なり、内容なりを十分に国民の方々に認識していただく度合いが十分でなかつたという意味でございます。そういうことが一つと、それから四、五年前、あるいは六、七年前から、御承知の経済がたいへん成長いたしましたして、各企業の求人が急速に増大いたしました。われわれの募集の対象になつております十八歳から二十四歳あたりにかけてましての若年労働力に対する企業の求人というものが急速にふえましたので、それと競合いたしましたして、自衛隊の待遇が必ずしも企業と比べて十分でないというふうなことから企業のほうに人を取られた、自衛隊のほうにはこちらの希望どおりにはなかなか集まらなかつたということが第二の原因かと思ひます。で、いま一面をちよつと申し上げましたけれども、自衛隊の内部のいろいろな隊舎だとか、宿舎だとか、あるいは給与だとかといったふうの、いわば処遇というものが十分でないかといふふうなことが困難であつた原因ではないかというふうに考えております。で、そういう困難な点をだんだん解決してまいりましたので、最近では少しづつ上がつてまいつておる、こういうふうな事情に考えております。

○稲葉誠一君 いまのは長官ね、事務的答弁ですね。事務局の答弁としてはそれでいいかも知れないと思ふ。大臣の答弁としてはそれはまた違ふでしようね。大臣の答弁としてはもう少し風格のある、風格というか、格調の高い答弁がぼくはそこに出てこなければいかぬと思ふのです。なぜ、そんなににらつた任務を持つておるとあなた方がお考えになつて自衛隊の人を募集するのに、そんなに国民の金をかけなければならぬのでしようかね。もつと簡単にいひますか、喜んでどうして国防の任務におもむくように日本人はなつていないのですか、どこに原因がありますか、それは。どういふところに原因があるのでしょうか

か、これは。ぼくの発言も誤解されるといけないので、変なふうに利用されるといけないから気をつけてしゃべっておりますがね。どこかに原因があるわけですか。それは、だから質問も抽象的でわかりにくいでしょうが、どこかおかしいですね。どこかに問題点があるのじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。自衛隊の本質ということについてのぼくはやっぱり問題があるからこそ、国民の間でそういうような熱意というものが盛り上がってこないのじゃないですか。まあいろいろ私に言いたいこともあるかも知れませんが、けれども、大臣のほうからもう少し格調の高いお答えを願って、それからある意味において個々に具体質問に入っていきたいと思うのですけれどもね。ぼくらはこんなに金がかかるわけじゃないと思えますよ。

○国務大臣(増田甲子七君) いまの事務的答弁で御了解を得たいと思います。

○稲葉誠一君 じゃ問題を変えますか。防衛庁が大蔵省に予算を要求するときに、自衛隊の充足率というのを算定して予算要求しておりますね。これはここ三年間くらいでいいのですけれども、何%くらいの充足率を陸海空分けて要求しておりますか。これは防衛庁設置法の質問しているわけですよ。いまのところ法案になっておるのじゃないですか、隊員の充足の問題が。これが抽象的な論議だとか、国際情勢だとか、何とかかんとかということならこれは話は別として、この法案に關係することをぼくは質問しているのですから、もう少しちゃんとわかりやすく答えてくれないと困りますよ。

○政府委員(大村筆雄君) 大蔵省に対する充足率の要求の数字を申し上げます。四十年度から申し上げます。四十年度陸上自衛隊八六%でございます。海上自衛隊九七%でございます。航空自衛隊九七・七%でございます。それから四十一年度陸上自衛隊八八・五%でございます。海上自衛隊九八・五、航空自衛隊九七・七、それから四十二年

度陸上自衛隊九二、海上自衛隊九八・五、航空自衛隊九八・五、以上のような充足率のパーセンテージで要求をしたわけでございます。

○稲葉誠一君 それに対して大蔵省はどういうふうに言っていましたか。

○政府委員(大村筆雄君) いまの同じ年度で申し上げます。四十年度から申し上げますと、陸上自衛隊が八五でございます。海上自衛隊が九四・五、航空自衛隊が九六、四十一年度、陸上自衛隊八七・五、海上自衛隊九五・五、航空自衛隊九七、それから四十二年度、陸上自衛隊八九・五、海上自衛隊九六・五、航空自衛隊九七、以上いずれも年間の平均充足率で申し上げております。以上が査定された、政府で定められた数字でございます。

○稲葉誠一君 陸上自衛隊の充足率が、これも海空からみると非常に低いわけですね。これはあれですか、どこに原因があるというふうに判断しているわけですか。

○政府委員(大村筆雄君) まず第一に、絶対数が海空に比べて非常に多いということでございます。で、募集人員も海空が数千人に對しまして陸上自衛隊は二万数千人ということで、募集の困難性がおのずから陸上に集まってくるということがあります。それから海空に比べてまして、常識的な意味で、若い人たちに對する魅力が幾らか欠けるといふようなこともあろうかと思っております。

○稲葉誠一君 陸海空の一人に對していろいろな維持費がかかるわけでしょう。維持費の計算の内容にもよるけれども、幾らかかりますか、どういう計算の方法をとっていますか。

○政府委員(大村筆雄君) 陸海空の自衛官一人あたりの維持の金額でございますが、四十二年度予算で申し上げますと、陸上自衛隊が一人あたり八十五万一千円単位で申し上げますと八十五万二千円でございます。海上自衛隊が百五十一万六千円でございます。それから航空自衛隊が百八十一万三千円でございます。

○稲葉誠一君 これは全体の平均ですね。それ

で、あなたのお考えになつてゐる維持費というのは、どういふものを維持費と見てゐるわけですか。

○政府委員(大村筆雄君) 一人当たり維持費の中には、人件費そのほか旅費、光熱水料、あるいは被服費、あるいは通信専用料、そのほか一般の庁費、それから糧食費ももちろん入っております。そのほかいろいろな訓練演習關係に使いますところの装備品費とか、あるいは油購入費とか、そういう自衛隊活動經費も入れましての一人当たりの維持費はそういうことでございます。

○稲葉誠一君 いまの数字が出てくる根拠ですね。その根拠を資料として出してもらいたいと思ひます。

そこで、もちろんこれはちよつと休憩に入るのでしようから、その前にひとつ問題をお聞きしておきたいのですが、自衛隊で徴用という制度があるのですか。

○政府委員(大村筆雄君) 人員の徴用という徴用の意味でございましたら、そういう制度はございません。

○稲葉誠一君 あとでその点は質問します。いまの答弁それでいいのですね。よく読んでごらん下さい。

○理事(八田一朗君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(八田一朗君) 速記を起こして。

暫時休憩いたします。

午後五時十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

第十三号中正誤

段行

誤

正

一 四二 割り増した 割り増した
四 二五 日直、宿直料 日当、宿泊料
七 一三 十等 等級

第十五号中正誤

段行

誤

正

八 四七 先生 先生

昭和四十二年七月二十七日印刷

昭和四十二年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局